シンポジウム 歴史としての白鳥事件 白鳥事件とは何か

今 西 一

昨年,私たちは白鳥事件の60周年を記念して,小樽商科大学の札幌サテライト教室で,記念シンポジュウムを開催した。私たちの開催趣旨は,次の呼びかけ文の通りである。

「白鳥事件を考える集い」への参加の呼びかけ

昨年の3月11日以降、世間では脱原発の声が強くなってきており、それが反 貧困ネットワークなどと結びついて、〈新しい社会運動〉が生まれてきています。 毎週金曜日、国会の周辺には、多くの人びとが集まっています。東京では20万 人前後の人のデモをするという光景が生まれてきています。

ただしデモと言っても普通の会社員や主婦が、会社帰り、買い物帰りに参加 するというものが主流で、昔のように警官隊と激しくぶつかりあうというもの ではありません。参加する人たちの考え方も、「左 | から「右 | まで実に多様です。

このような時に、60年前の1952年1月21日、札幌市警の白鳥一雄警部が暗殺された白鳥事件というような「ぶっそうな事件」を、60周年とはいえなぜむしかえすのか、という疑問をもたれる方もおられるかもしれません。しかし、60周年を記念する集会が、4月に東京で持たれ、新しい資料の発掘や証言も飛び出しています。北海道新聞などでも特集が組まれています。

60年前の若者たちが、敗戦から5年もたたないのに、朝鮮戦争が勃発し、国内ではレッドパージや再軍備が進められるという激動する情勢のなかで、青年・学生運動や革命運動に参加し、なにをしようと考えていたのかを、今は再

確認できる最後の機会といえるでしょう。また白鳥事件は、その異常な不当逮捕者の数の多さやずさんな裁判の進め方などから、裁判の当初から不法性が争われてきました。

このような問題は、60年安保闘争、70年学園闘争、オウム事件など、さまざまな戦後史の運動や事件のなかでも、くり返されている問題であります。

この集会は、白鳥事件がえん罪かどうかを決着するために開くのではありません。事件の当事者を含めて、この事件の研究者や関心のある様々な方々に参加いただき発言してもらって、その記録を後世に残したいと考えて開く集まりです。

当日は、相互に白鳥事件の背景、警察の動き、事件の影響、事件関係者たちのその後の人生、などについての情報を交換できれば良いと思っています。もちろん白鳥事件の詳細を知らない人の参加も歓迎しています。一人でも多くの人たちに参加していただいて、発言していただけることを望んでいます。

北海道戦後史研究会代表 今西 一 (小樽商大特任教授 = 日本近現代史) (連絡先 電話 090-1643-5436)

白鳥事件を考える集い

日時 2012年10月27日 (土曜日) 午後1時~5時 場所 小樽商科大学札幌サテライト教室講義室 (JR札幌駅横 紀伊國屋書店3階)

主催 北海道戦後史研究会

【問題提起】

「白鳥事件とは何か」 「白鳥事件を顧みて」 今西 一氏 (小樽商科大学特任教授) 高安知彦氏 (白鳥事件元被告) 「戦後政治裁判のなかの白鳥事件」 大石 進氏

(元日本評論社会長. 「三鷹事件再審を支援する会|世話人)

司会 手島 繁一氏

(元法政大学大原社会問題研究所研究員, 社会運動史専攻)

呼びかけ人 河西 英通氏 (広島大学大学院文学研究科教授)

河野 民雄氏 (北海道史研究協議会会員)

佐々木 洋氏 (元札幌学院大学教授)

白木沢旭児氏 (北海道大学大学院文学研究科教授)

手島 繁一氏 (元法政大学大原社会問題研究所研究員)

中野 徹三氏 (札幌学院大学名誉教授)

(事前申し込み不要一直接会場へ,終了後,近くの居酒屋で懇親会が予定されています)

集会前の実行委員会から高安は参加してくれたが、そこで彼から「白鳥事件は、北海道では今でもタブーです」と言われていたが、さすがに困難も多かった。最初から、村上国治の冤罪を主張する人にも講演を頼みたいと、北海道大学法学部大学院教授のSにも頼みに行ったが、一度は快諾してくれたが、どこから情報が入ったのか、慌てて講演を断ってきた。そこで二転三転したが、しかたなく私が引き受けることになった。他の人から私やこの集会を誹謗するメールを送ってもらったが、困難が多いほど燃えるのが、私の悪い癖である。

幸い当日には、130名を超す人びとが参加し、入れなくて帰った人までいた。 高安の熱のこもった講演や、大石の静かだが説得力のある話は、会場の人びと の心を打った。集会に反対していた人びとのうなだれた表情とは対照的であった。集会には、白鳥事件の銃声を聞いたという老婦人も参加していて、北海道の人びとにとって、白鳥事件は過ぎ去った過去の問題ではないことを実感した。

集会のなかでも、特に大石の講演を活字化して欲しいという要望が、強くだされていた。集会の様子については、呼びかけ人の一人、河野が、『労働運動研究』の第417号に書き、大石の講演草稿も同誌の第419号に掲載されている。

しかし、私たちの当初の意図は、これを契機に日本共産党の「50年問題」のタブーを破り、日本現代史の問題として白鳥事件を考えることにある。その意味で、より詳細な論攷を大石に依頼し、快諾してもらった。この論攷の発表が遅れたのは、ひとえに私の怠惰によるものである。

その後、昨年の暮れには、渡部富哉の『白鳥事件 偽りの冤罪』(同時代社)が出され、最近では後藤篤志の『亡命者 白鳥警部射殺事件の闇』(筑摩書房)が公刊された。当日の私の講演の内容よりは、はるかに精緻な後藤の『亡命者』の内容を紹介し、若干のコメントを述べることで、「白鳥事件とは何か」という表題へのひとつの回答になると考えている。当日話した「50年問題」については、別の機会に詳細に論じたい。

1 『亡命者 白鳥警部射殺事件の闇』について

さすがに長年、報道の世界にいた人が書いただけあって、同書は読みやすく、 事件の全体像がわかりやすい好著である。著者の後藤篤志は、1948年に北海道 紋別市に生まれている。私とまったくの同世代である。一度だけ会ったが、もっ と若い人かと思っていた。

後藤は、北海道大学の教育学部に学んでいるが、まさに70年安保闘争の世代である。彼はサッカーに熱中し、ベ平連(ベトナムに平和を! 市民連合)のデモに参加する「ノンポリ」であったと語っている。しかし、「白鳥運動」などを通して、「白鳥事件は冤罪だ」と思っていたが、「北大で白鳥事件のことになるとOBや先輩達の口が重くなるのを不思議に思っていた」。教育学部教授の布施鉄治のように、「権力への鋭い告発をしてきた反骨の学者」でさえ、「白鳥運動」に取り組もうとする人に、「冤罪と思っている人は北大にはいない。白鳥事件を三鷹事件や松川事件と同列に論じる訳にはいかない」と釘を刺していた。彼は、北大を卒業してHBCの記者になり、北海道庁爆破事件、大韓航空機

墜落事件などを取材した。北方海域のレポ船の暗躍を取材したドキュメンタリー「黒い海図」で放送文化基金賞を受賞し、夕張炭鉱事故と地域崩壊を長期間追った「地底の葬列」で芸術祭大賞を受賞するなど、社会派ジャーナリズムの第一人者である。その後、編集長、報道局長などを歴任して退職している。70年代から追いかけてきた白鳥事件を、2011年ラジオ・ドキュメンタリー「インターが聴こえない~白鳥事件60年目の真実」として制作し、ギャラクシー大賞や放送文化基金賞などを受賞した。その成果をまとめたのが本書である。

本書は、まず「北海道警察本部の上層階の警備部書庫に60年を超えて執行を 待ち続けている逮捕状がある」という書き出しで始まる。これは白鳥一雄警部 を射殺したとして、中国に逃亡した元ポンプ職人佐藤 博 (実行犯、1988年死亡) と元北大生鶴田倫也(2012年死亡)のものである。2人の死亡を、いなその存在 をさえ中国政府は認めないのだから、永遠に書きかえられて逮捕状は存在する。 第1章は、「北の街のミステリー」として、1952年1月21日午後7時半過ぎ の白鳥警部の暗殺事件から始まる。NHKの「三つの歌」が流れるなか、札幌 市中央区南6条西16丁目の道を、2台の自転車が走っていた。近所の主婦の話 では、「自転車がパンクするようなカン高い銃声が一発聞こえた」というが、「二 発聞こえた」とする通りすがりの者もいる。弾丸は白鳥警部の体内からの一発 しか発見できなかったし、自転車の後ろから撃って一撃でしとめた犯人の拳銃 の腕のよさから、後にいろんな憶測が生まれてくる。

白鳥警部は、北海道芽室町で生まれ、帯広中学を卒業して、1937年に北海道庁の巡査になる。戦時中は満州のハルビン学院の委託生としてロシア語を学び、日本陸軍の特務機関に属して、対ソ諜報要員を養成していた。終戦時も特高警察の外事係として情報収集にあたっていた。戦後は札幌市警の警備課長として左翼運動を監視しながら、朝鮮人や買売春などの取り締まりを担当していた。そこからもいろんな犯人像が噂されるようになる。ただ戦前戦後を通じて彼は一貫して特高警察そのものであり、共産党への囮、スパイ工作が、彼を猜疑心の固まりにしたとも言われている。口数は少なく、仕事の虫で、情報収集を何よりも優先させていた。

彼が所持していた警察手帳には、何らかの情報が書かれていているはずだが、 警察は最後まで証拠としての提出を拒んだ。これも疑惑を呼ぶ要因になってい る。犯行に使われた拳銃も自転車も、最後まで見つからなかった。ここからも 白鳥裁判は、「物証なき裁判」と言われるようになる。

当時のススキノの中心部には、バー「シロー」があり、そこは米占領軍のなかでも幅をきかせていたCICのアジトであった。諜報機関の日系将校がつぶやいた、「ウイスキーや軍用拳銃の闇市への横流しを知りすぎた白鳥が消された」という黒い噂も喧伝されていた。それが警察手帳非公開の理由だと考える人もいる。

第2章「占領時代の青春」では、1945年10月4日から米第8軍9軍団77師団の6000人が函館港に入港し、翌朝には北海道進駐米軍最高司令官ライダー少尉が米兵8000人を従えて小樽港に入港した。進駐軍は、札幌に向かい、中島公園の元北部軍司令部をはじめ、札幌市内で80カ所、全道で300カ所以上の建物・施設を接収した。

街では米兵と「パンパン」(売春婦)が腕を組んで歩き、オンリー(現地妻)の家の前にジープがよく止まっていた。民衆は石炭不足と食糧難で苦しんでいた時代、鶴田らは「エルムの杜」北大で青春を謳歌していた。朝鮮戦争下の51年秋には、北海道の米軍基地を拡張する工事が進展し、北大生もアルバイトとして参加する者がいた。北海道学生自治会連合会(道学連)委員長の中林重祐や秋田出身の辛昌鍚ら北大の共産党細胞の学生は、「平和なアルバイトを探そう」と、学生を説得した。その行動の最中に、警察は中林を逮捕した。この北大軍事アルバイト事件は、5年後に無罪判決が出された。北星学園高校では、朝鮮戦争に出撃する米軍に「慰問袋」を配る動きがあり、中林らは正門前で「やめよう」と訴えた。また、「パンパン屋」も復活されたので、共産党はクリスマスイブの夜、家の窓ガラスをパチンコで攻撃した。

「逆コース」と言われる時代がはじまり、北大留学生の朝鮮人李承斌は、小樽でCICのスパイになれと脅迫され、逮捕されて軍事裁判にかけられ、沖縄に連行されて強制労働をさせられた。1950年から「レッドパージ」の嵐が吹き荒

れて、北海道ではまず北海道炭鉱汽船の夕張、三笠、幌内の炭鉱労働者が共産党員か、そのシンパ(同調者)として解雇された。特に北海道新聞は、レーニン主義者を自称する新谷虎之助が組合委員長のまま編集長をしていた。そこでCIEの新聞課長ダニエル・C・インボデン少佐が自ら来道し、「道新をつぶす」と言って、社員25人を退職させ、28人を休職処分に追い込んだ。全国ではメディア関係で700人、基幹産業では1万人以上が解雇された。

一方、大学では北大法学部教授の杉之原舜一を「罷免させろ」という圧力が文部省から学長にかけられる。この時に文部省は、CIEの教育顧問ウォルター・クロスビー・イールズによる全国の大学への講演を決めた。これが全国でイールズ闘争を巻き起こすのである。北大でも50年5月15、16日とイールズの講演が行われ、16日には共産党北海道委員会の委員長吉田四郎や学生対策部長の追平雍嘉の指導で、壇上に道学連委員長の梁田政方らが登った。学生たちが「占領政策違反」の罪に問われるのを恐れた司会の松浦一教授は、咄嗟に「講演中止」を宣言した。ここで学生たちは全学集会に切り替え、「イールズ声明の全面拒否」などを決議した。これがイールズ闘争であるが、20歳前後で闘争の洗礼を受けた学生たちは、その後波乱の人生をおくっている。

「第3章 白鳥事件前後」。米軍は朝鮮戦争の軍需と基地で使用するために、北海道の石炭を優先的に使っていた。この石炭を輸送する列車を赤ランプを振って止め、貨物を襲撃して石炭を奪う計画が立てられていた。俗に「赤ランプ事件」と言うが、共産党札幌委員会に作られた軍事委員会の村上国治委員長に次ぐナンバー2の宍戸均がこの計画の指揮官だった。この計画には、鶴田ら北大生とともに、高校生も加わっており、ある高校生は、警察の取り調べを受けて赤ランプを警察に差し出した。これが党にバレると裏切り者としてリンチを受けるという恐怖でから自殺した者もいる。

党本部最高軍事委員会「パスカル」から吉田ら地区の最高指導部に出された 秘密文書によると、北海道の軍事闘争は「軍事目的・意識が全くない」と批判 されており、その1カ月後に白鳥事件は起こっている。1951年の「軍事綱領」 をもとに、札幌委員会では、指導部が地下に潜り、委員長の村上国治と副委員 長の佐藤直道が、軍事方針を立てた。中核自衛隊は宍戸が隊長になり、北大細胞の鶴田倫也、門脇戌、大林昇、高安知彦、村手宏光らが選ばれた。それに 労働者党員の佐藤博が加わった(次頁図1参照)。

白鳥警部が北大学生の「原爆展」を妨害し、市役所前の「ニコヨン」(日雇い労働者)の座り込みを弾圧すると、鶴田らは「脅迫ハガキ」を白鳥警部らに送って、殺人を予告した。1月21日の暗殺の後には、「見よ天誅遂に下る」という日本共産党札幌委員会名の「天誅ビラ」がまかれている。このビラの印刷を命じたのは、村上委員長であり、印刷に行ったのは高安であった。議長の吉田は、白鳥事件について「農民的、ゴロツキ的で、プチブルのあせりだ」と批判していたという。

政府は、すぐに衆議院の調査団として自由党の篠田弘作ら4人を札幌に送り、 2月6日には、衆議院の予算委員会で取り上げ、4月には破防法を国会に提出 している。そして6月に大分県竹田地区の菅生村の駐在所がダイナマイトで爆 破されるという菅生事件が起こる。しかいこれは、完全な警察のデッチあげで あった。

「第4章 迷走」。警察は、全学連委員長の玉井仁(京大生)を北大生植野 光彦と誤認逮捕し、裁判まで気づかなかったという「迷走」ぶりであった。そ こで強盗傷人容疑で逮捕されたが完全黙秘の鶴田に、イソミタールという自白 剤を使うのではないかと、党はおそれていた。しかし鶴田はハンストを続け釈 放された。

そこで白鳥事件の捜査は行き詰まるが、意外な所から光が射してきた。静岡県の伊東市で行き倒れになっていた若者、成田良松を警察が保護すると、白鳥事件の関係者だと判明し、彼が共産党地下組織の全貌を話し出したのである。 成田を取り調べたのが新任の検事安倍治夫であった。

捜査当局が最初に目をつけた実行犯は、秘密党員で札幌自由労組の尾谷豊であった。しかし、彼にはアリバイがあったので、同じく自由労組の活動家であった、吉田哲を疑った。吉田の指紋と拳銃の薬莢の指紋が似ていることから、吉田犯人説が浮上した。ハンストで釈放された吉田に、党は査問をかけ、リンチ

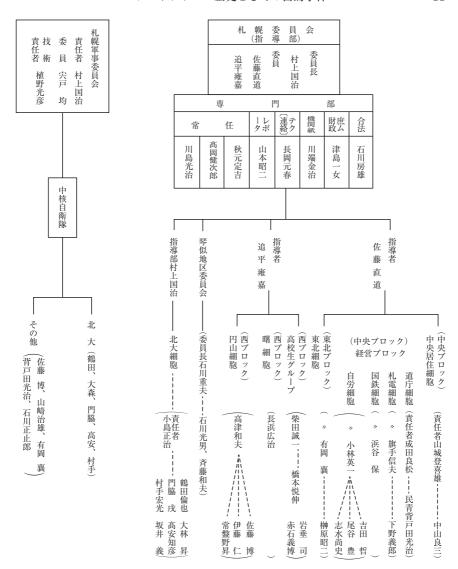


図 1 1952年初頭の日本共産党札幌委員会

出典:『論告求刑』(『白鳥事件公判記録』第3集, 白鳥事件対策委員会, 1957年)

しそうになったので吉田は逆に警察に保護をもとめている。

吉田が、事件の首謀者は札幌委員会の佐藤直道だと供述して釈放されている。 佐藤は、白鳥事件の実行犯は佐藤博で、やらせたのは「村上委員長だ」と供述 した。この供述を裏付けるために強引な捜査は続き、北大生の村手宏光は、精 神に障害を起こし、2000年に郷里長野県松本市の精神病院で死去している。

佐藤の次に白鳥事件の全貌を語ったのは追平で、彼は手記と「追平供述書」を書き、最終的には安倍検事と合作で『白鳥事件』という本まで書いている。そして、追平の調書が安倍検事に提出された11日後、名寄近郊の「農家」(正しくは名寄駅)で北大生高安が逮捕された。高安は安倍の人間性に打たれ、離党してすべてを自供した。

「第五章 獄中闘争」。村上国治は、1922年、大雪山の麓比布村で生まれた。 国治の母セイは、四国の伊予で育ったが、村上七蔵の後妻として北海道に嫁いだ。父の博打好きで貧乏な家庭であったが、国治は捕鯨船の乗組員になりたいと思い、東京の無線学校に通うようになった。成績が優秀だったので埼玉県所沢の陸軍航空隊に動員されて訓練を受けた。ニューギニア戦線に行く予定であったが、途中のマニラでマラリアにかかり、助膜炎を併発して治療中に彼の部隊は全滅した。

戦後、比布に帰った国治は、「今度は革命だ」と言って青年団を組織し、共産党に入った。自宅に「日本共産党比布細胞」の看板を掲げた国治は、50名を超える細胞員を確保したという。農民運動と要員獲得に汗を流した国治は、比布細胞長から留萌地区委員長、旭川地区委員会専従常任などの階段を上っていった。しかし51年4月には、占領目的阻害行為処罰令違反で逮捕され、旭川刑務所に収監された。その年の7月、出所して自宅に戻っていた彼は、党の命令で極秘に村を脱出し、札幌委員会の委員長に抜擢された。

しかし、白鳥事件の後、52年10月1日に逮捕され、その首謀としてまた獄につながれた。永い獄中闘争の始まりである。57年、実行犯が行方不明という異常事態のなかで、札幌地裁で裁判は始まった。被告人は国治と村手宏光で、高安は分離公判となった。公判では、共同謀議があったかなかったかという点で、

果てしない議論が続いた。村上セイは、1、2審を通じて120回の公判に、1回も休まず通い続けた。1960年の2審判決は懲役20年で、63年の最高裁判決は上告を棄却して、2審判決を支持した。

「第6章 潜伏」。佐藤博は、北海道軍事委員会の幹部だった川口孝夫の世話で、飯場に入り、千歳、十勝とまわって東京に逃げた。党からは外に出ないように言われて、発送の手伝いをして月1万円を貰っていた。1955年3月30日、佐藤と門脇は人民艦隊に乗って、静岡県の焼津から上海に送られた。第2陣は、宍戸、植野と斉藤和夫が続き、最後の56年3月の船には、鶴田、大林、それに桂川良伸や川口夫妻まで加わっていた。この亡命の背後には、国治の「潜らせた人間を外国にやって欲しい」という指示があったと言われている。

「第7章 疑惑の弾丸」。白鳥事件には、奇怪な情報がとびかう。CICの陰 謀説もそうだし、暴力団や札幌信用組合理事長の佐藤英明が真犯人だという「原 田(政雄)情報」なるものが、『北海日日新聞』に堂々と掲載される。しかも 佐藤理事長は、何も語らず服毒自殺を遂げる。松本清張の『日本の黒い霧』の 「白鳥事件」は、この新聞記事に惑わされている。

白鳥事件の唯一の物証は、白鳥警部の体内から出た一発の弾丸だけである。 その後、高安が幌見峠での射撃訓練を自供し、そこから2発の弾丸が見つかる が、この弾丸には腐食孔も無く、検察側の証人発言も曖昧で、かえって疑惑を 深めることになる。

「第8章 けもの道」。中国に亡命した鶴田らは、「北京機関」で、革命教育を受ける。だがその間に日本では、53年にスターリンが死に、朝鮮戦争も休戦協定を結んだ。共産党は第6回全国協議会(6全協)で、国際派と所感派の分裂状態に終止符がうたれ、武装闘争路線は「極左冒険主義」として断罪される。

1957年に北京学校も廃校になり、大半の学生は翌年に引揚船白山丸で帰国するが、白鳥事件の関係者7人と北大生の桂川、川口夫妻は、内陸部の四川省に行くことを命じられた。「根無し草」を実感した佐藤や宍戸らは、仲間内でよく酒を飲み喧嘩になった。しかし、重慶の四川外国語学校で桂川と大林はフランス語を勉強し、桂川は同じクラスの女性と結婚した。宍戸も英語を勉強し、

同じクラスの女性と結婚した。鶴田だけは逃亡中の婚約者を日本に残してきた ためか、現地の女性との結婚をためらった。

その頃の日本は、60年安保闘争の真っ最中で、既存の左翼にあきたらない学生が、ブント(共産主義者同盟)全学連に結集して、国会デモを仕掛けていた。ブントの活動家樺美智子の国民葬に、共産党は不参加を表明した。一方中国では、『人民日報』が樺の死を「英雄的犠牲」と報道し、毛沢東も「日本の民族的英雄」と讃えた。北京の天安門では100万人の安保反対集会が開かれていた。

安保闘争の前後から露呈した日中の共産党の路線の違いは、文化大革命で決定的になる。白鳥事件の関係者は、中国共産党中央対外連絡部(中連部)に呼び出され、「日本へ帰すルートはなくなった」と宣告された。彼らは日本共産党が「終正主義」に堕落したとして、中国側につく決意をした。ベトナム戦争では、門脇はベトナムのラジオ局へ、大林はラオスの日本語学校に派遣され、日本共産党の別のルートで派遣されてきた女性と結婚している。

しかし、72年の田中内閣の日中国交回復のニュースを北京の映画館で見ると、彼らは帰国の可能性を探るようになる。その露払いが桂川と川口夫妻であった。73年12月、桂川と川口夫妻は天津から貨物船で日本に帰ったが、逮捕の動きはなかった。2年後の75年4月、北海道警警備部は、佐藤、鶴田、門脇、大林の4人は人民艦隊による国外逃亡として、時効を停止し、再度全国指名手配にした。

しかし75年5月と12月に、植野や斉藤が羽田空港に着いたが、道警と警視庁は事情聴取をするだけだった。中国からの帰国組は、「処罰する意味が薄れている」という理由で、いずれも不起訴になっている。しかし共産党は、帰国した5人を「反党盲従分子」として攻撃する記事を『赤旗』に掲載した。植野は96年に再び戻った中国で、斉藤は2012年に日本で逝去している。

77年12月2日,門脇が帰国するが、彼は「赤ランプ事件」など11の容疑で札幌地検に送られた。だが彼は冤罪を主張し、検察は不起訴処分にした。これは担当した横路民雄弁護士の語るように、「検察としては白鳥事件をまた掘り起こすようなことをせずに終わらせた」かったからである。そして78年1月、門

脇の不起訴により、同じ殺人幇助の逮捕状が出ていた大林が帰国した。大林は 北京外国語大学で「山田先生」と呼ばれていた。彼は成田空港で待ち受けてい た捜査員に殺人幇助、密航の容疑で逮捕されたが、札幌地検は、「処分保留」 のまま釈放した。彼は埼玉県越谷に住んでいたが、白鳥事件については重く口 を閉ざしたまま、2009年に亡くなった。

杉之原弁護士は、「検察当局としてはもうこれ以上帰ってきては困る。下手をして帰ってきて起訴ということになるということになると、白鳥事件の洗い直しになる」と語っている。一方、共産党も武装闘争の最前線の人たちの生々しい証言を聞くのは困ることになる。

「第9章 男たちの晩年」。白鳥事件の関係者の帰国が始まった75年に、最高裁は白鳥事件の再審請求を棄却した。しかし、最高裁は「疑わしき被告人の利益に」という有名な「白鳥決定」を残した。この背景と意味については、後述の大石論文を、読んでいただきたい。

国治は、宮本顕治委員長によって、「北の村上国治、南の瀬長亀次郎」と讃えられ、共産党の不屈のシンボルに祭り上げられていった。白鳥事件対策協議会(白対協)は、「国治をかえせ」「真実は不屈だ」などの映画を制作し、国治の無罪を主張した。しかも国治は、69年11月14日、刑期の43%を残して仮釈放になった。それでも17年と45日の過酷な獄中生活であった。第二、第三の再審請求を起こして、中国から帰国した人たちに、「共同謀議はなかった」と証言させる方法もあっただろうが、共産党は彼らを「毛沢東盲従反党分子」と呼んで、国治に近づけさせなかった。白対協も75年に最高裁の特別抗告棄却の2ヵ月後に解散した。

仮釈放後の国治は、埼玉県の大宮に住んで、国民救援会の副会長としてカンパ集めをしていたが、77年1月に小林邑子と結婚して、男の子も生まれた。しかし、85年には夜間に放置された自転車を盗んだとして「自転車泥棒」で検挙された。これは確実に警察にマークされていた事件である。国民救援会の仕事もなくなり、訪れる人もいなくなった。「墜ちた英雄」となり、92年に杉之原弁護士が亡くなるが、その葬儀の席に国治の姿はなかった。そして94年1月3

日に自宅の火事で焼死する。自殺だったと言う人もいる。

中国に残った佐藤は88年1月、宍戸は2月にともに食道と肝臓のガンのために逝去している。2人とも白酒を浴びるように飲んでいたというが、強い望郷の念があったのではないだろうか。2人は赤旗にくるまれ、革命公墓に丁重に葬られた。

「最終章 革命に生きた男」。1人生き残った鶴田にも、97年に渡部富哉らの手引きで帰国する計画があった。ところが時事通信社の信太謙三記者が鶴田の単独インタビューでスクープを狙って動いた。この取材に辟易した鶴田は、帰国を断念した。

中国側の公式見解は鶴田なる人物はいない、というものである。しかし、鶴田は唐沢明という中国名で、北京外国語大学で日本語を教え、中国人の妻も子どももいる生活をしていた。何人かの日本人は彼と会い、斉藤孝は白鳥事件で使われた自転車は、宍戸が東署(現在の白石署)から盗み、「事件が終わってから戻しておいたので見つからなかった」という話や拳銃の処分場所まで聞いている。その鶴田も、2012年3月14日、心不全で逝去した。鶴田は最後まで、「唐沢明として革命公墓に入ると骨を調べられる。DNA鑑定もできないように海に流せ」という遺言を残して逝った。家族はそれを守ったという。彼は最後まで、革命家としての生涯を全うしたのである。

2 若干の論点

近年,白鳥事件の60周年などで,若い新聞記者と話す機会が多かったが,その不勉強ぶりに呆れていた。日本のジャーナリズムも,ここまで堕落したのか,というのが実感であった。しかし,後藤のラジオ・ドキュメンタリーを聞いたり,本書を読んで,日本のジャーナリズムも捨てたものではない,と感じたのが正直な感想である。

さすがに70年代から温めてきたきたテーマだけあり、目配りのよい行き届いた調査である。白鳥事件の全体像を知るためには、まず読まれて良い本である。何より最近明らかになった新事実が、ふんだんに盛り込まれている。最初に書

いたように、白鳥事件を研究するのには、実にタブーが多く、日本共産党社会科学研究所の資料室はもちろん、公安警察、中国北京の中央档案館などは、全く資料を公開しない(但し公安警察の資料は、一部が流出している)。先日、アメリカの国立公文書館を調査したが、ここにはたいした資料はなかった。ここまで追求した後藤の努力に、まず賛辞を表したい。しかし、まったく疑問が無いわけではない。一読して感じた、2、3の疑問点を書いておきたい。

まず第一は、イールズ闘争と白鳥事件との関連である。先年の北大のイールズ闘争60周年の集いでも、その報告集『蒼空に梢つらねて』(柏艪社)で、イールズ闘争の問題点を指摘しているのは、中野徹三ぐらいである。私は、中野の意見に全て賛成ではないが、イールズの講演を中止させて、学生の大量逮捕を防いだ松浦教授を、後になって糾弾した共産党系学生の行動と、そもそも壇上占拠を指示した、吉田・追平ら党の指導者の指導に疑問を持っている。そして何より、イールズ闘争で処分された学生を、地下活動に専念させ、大学のなかで処分反対闘争を展開させなかった、吉田らの指導に疑問を持っている。この革命の先兵に学生を使うという思想の延長に、中核自衛隊の中心を北大生に担わせるという運動方針があったと考えている。

次に細かい表現の問題になるが、日本共産党は「六全協以降は自主独立路線を進めていた」(202頁)というのは、少し誤解をまねく表現である。60年代初頭の中・ソ論争において、日本共産党は中国側に付き、「ソ連修正主義」の批判をしていた。これは俳優の宇野重吉から直接聞いた話であるが、彼の劇団民藝がチェーホフの芝居「桜の園」を上演しようとしたら、「修正主義国ソ連の芝居をやるのはなにごとか」と共産党の文化部から叱られて、宇野は共産党を辞めたと語っていた。

何より60年代の前半は、日本共産党や日本民主青年同盟の事務所には、マルクス、レーニンと並んで、毛沢東の写真が飾られており、『実践論・矛盾論』や中国革命の小説『紅岩』(羅広斌作)は、必読文献であった。『紅岩』は『不屈の人々』という題で上映され、共産党や民青が、北朝鮮映画『千里馬』とともに必死に上映運動をやっていた。また1964年の4月17日の総評のストライキ

(4・17ゼネスト)を、「アメリカ帝国主義の挑発ストだから反対しろ」という指令を中国共産党が出し、それを日本共産党が実践して、スト反対のビラをまいて、職場で孤立した共産党員もたくさんいた。この事実は、共産党も認めているが、この時「幹部が不在だった」と言うが、宮本顕治は中国で療養していたことは、今でも公表していない。この4・17ゼネストの失敗以降、日本共産党の中国追従路線は破綻してくる。後藤も書いているように、日中の共産党が対立するのは文化大革命からであるが、この頃から中国共産党との乖離は始まっている。

ちなみに1955年の「六全協」〈第六国全国協議会〉で、軍事活動に従事した 人間を「極車冒険主義」と切り捨てた直後でも、共産党は「暴力革命」を放棄 したわけではない。57年9月に発表された「日本共産党党章草案」では、革命 の形態が平和革命か暴力革命かは、「敵の出方」によると規定され、第8回大 会で決定された。少なくとも中国派と訣別し、68年の全共闘運動を否定し、70 年代に「民主連合政府」論を全面に打ち出すまでは、この「敵の出方」論は生 きていた。

それにしても共産党は、「50年問題」や軍事行動が、いつまでも分裂した一方のグループの行動だということで、済ませるのだろうか?「国際派」も「所感派」に屈服し、軍事行動に参加していたことは明らかだし、それではこの時期には共産党は無かったというのであろうか。白鳥事件だけを見ても、「革命運動」は、これだけ多くの若者の犠牲を生んだのである。この歴史を総括しないのは、現代史家の最大の怠慢である。私は、青春時代に軍事行動に参加し、「極左冒険主義」のレッテルをはられ、「犯罪者」として社会から排除されてきた人たちの声を何人も聞いてきた。この人たちも、すでに80代になってきている。共産党や公安警察は、まずこの人たちに謝罪すべきである。

また白鳥事件の中でも、桂川たちはなぜ中国に渡ったのか、「北京機関」や 北京学校で何を学び、中国で何をしてきたかを、是非、公開してもらいたい。 最近の日中関係は最悪で、中国に行っても、档案館はもちろん、普通の図書館 でさえ資料を見せてもらえない。中国政府を批判する研究者やそれを支持する 資本家にまで圧力がかかり、私たちは接触しにくい状況が続いている。

後藤が、「一連の取材を通して、事件の真相の一歩手前までも来たような気がするが、いまだ核心部分については「また聞き」であった」(280頁)と謙虚に書いているが、その原資料への道は遠い。また北海道の他の地域の軍事活動と白鳥事件との関係、辛ら朝鮮人の組織(祖国防衛隊)の実態、等々、解明されていない問題も多い。しかし本シンポでの大石論文のように、白鳥事件の本格的な研究が、今後はすすむことを期待して筆を擱きたい。

[付記:本稿の校正中,特定秘密保護法と特定国家保護法(日本版NSC)が,強行採決の連続で国会を通過した。これは恐ろしい法律で、今まで40年以上の資料調査をやってきたが、日本の情報公開の悪さには、散々苦しめられてきた。重要な資料は、情報公開法で請求できても、個人情報保護法を楯に、国立公文書館などでは白い紙に隠された文書しか見ることができない。これでは以前より窮屈になったと言える。しかも60年間非公開にできる(場合によっては無期限に)ということは、事件の当事者たちの目にも資料が触れられないことになる。そして、スパイやテロ活動の防止という名目で、軍隊や警察は、民衆の日常生活を「監視」でき、とんでもない軍隊=警察「監視国家」になる。今日の日本政府の中国の防空識別圏への対応を見ても、アメリカでは民間機の安全確保(フライトプラン)の通知が認められているのに、民間機の安全が「国益」によって、いとも簡単に否定されている。このような「国益」を第一と絶叫する政府を、信用しると言うのは、どだい無理な話である。]

事件への関与を告白し謝罪

一高安知彦元被告講演の報告―

河 野 民 雄

語り始めた中核自衛隊の過去

今回の集会で聴衆の最も関心が深かったのは、元中核自衛隊員で事件の1年 半後に逮捕されて、約1ヶ月の黙秘の後脱党して組織の関与を供述し、懲役3 年執行猶予3年の有罪判決を受けた高安知彦氏の講演であった。高安氏は今西 報告にあるように、事件への関与を認め自供したため、仲間や組織からは「ユ ダ」とか「裏切り者」とのそしりに耐えて生きてきた。高安氏は現在82歳の高 齢であり、寄る年波で記憶も薄れつつあるが、年齢の割には元気で話し方もしっ かりしており、彼と会って言葉を交わした多くの方は温厚で実直な人だという 印象を持つ。

その彼が、長年の沈黙を破って過去の出来事を語り始めた。「ぼくも、80歳を超えて老い先の長くないことを自覚しております。若い頃は、生きることに精一杯でこの事件を一日も早く忘れようとしました。しかし、この歳になって、青春を賭けた闘いを忘れろといっても、忘れられるものではありません。いわゆる北大生の5人の中核自衛隊員で鶴田倫也氏が亡くなった今、残るは病気の門脇とぼくだけです。ぼくは、いまわしいこの事件について語ることを避けてきましたが、このままあの世に行ったのでは迷ってしまって悔いが残ると思うようになり、この事件に心から関心を持っている方には、昔の話を語るようになりました」

とはいえ昨年4月、東京の明治大学で開かれた白鳥事件研究会で講演を勧めた筆者らには、「ほくは事件を引き起こした当事者なので、大勢の皆さんの前で語るのはふさわしくない」と、かたくなに固辞していた。その高安さんが筆者に長時間にわたり過去を語ってくれ、それを昨夏、今西一先生との共著の形で小樽商大研究紀要に「白鳥事件と北大一高安知彦さんに聞く」に発表した。

今回、札幌で多くの聴衆の前で過去を語るのは、最初にして最後のことではないかと思われる。

高安さんは十数年前から事件の回想と反省を書き残しており、近く発表の予定もあると聞いている。それが刊行された折に、皆さんに直接お読みいただきたい。また、高安氏の聞き取りは『白鳥事件』(新風舎)の和多田進氏による解説の中でも紹介されており、前掲のように筆者による聞き取りもある。それで、手元にあるICコーダーの記録をもとに、なるべく既に発表したものとのダブりを避けながら、高安講演の中で筆者の印象深かった話を中心に要旨を紹介したい。

高安氏は講演の冒頭に、「若く幼稚な正義感から白鳥警部殺害に関与してしまった。当時は白鳥氏には妻子がいることに思いが及ばず、白鳥警部のご家族に多大のご迷惑をかけたことを、今となっては遅きに失するが心よりお詫びしたい。また、この事件で多くの札幌市民を不安に陥れたことを深く反省している」と謝罪の言葉を述べた。

それに続いて、余市町の歯科医師の息子に生まれた軍国少年としての生い立ちから、北大入学直後の50年5月、イールズの反共演説に憤りを感じて日本共産党北大細胞に入り、51年10月頃、村上国治氏が組織した北大生を中心する秘密の軍事組織、中核自衛隊(以下中自隊と略す)へ参加したことに及んだ。中自隊は最初、警察の侵入を警戒する学内パトロールを行い、やがて3度にわたる石炭列車を止めて石炭を拾わせる「赤ランプ事件」、更には九州の大村収容所へ送還される朝鮮人を列車から奪還しようとして失敗したこと。同年12月の冬休みには、農村に革命拠点をつくる中国方式を真似て千歳や札幌郊外の開拓部落に山村工作に入ったこと。丁度その最中、札幌市役所で自由労務者が餅代よこせと年末闘争展開中に、支援の共産党員や学生仲間が逮捕され、急遽工作を切り上げて札幌へ帰った。この頃、官憲に対する憤激は高まり、年末の検事や札幌市長宅への投石に及んだこと。さらに警察への抗議葉書や年頭の対警宣言の発送など、犯行予告に類することを行ったことを訥々と語った。

年が明けて間もない52年1月初旬、村上氏から白鳥警部の身辺調査を命じら

れ、中自隊員は二手に分かれて調査した。村上氏は、前年の暮れの市役所の座り込みで逮捕者が出た頃から、警察への敵意と攻撃を表明し、とりわけその中心人物である白鳥警部に対しては、年が明けたら慎重に徹底的にやると言っていたが、その実行への具体的行動が開始されたのであった。その際中自隊はブローニング銃一挺しか持ってなかったが、「チャンスがあれば拳銃で警部を射殺しても良い」ということであった。この頃、中自隊員は隊長格の宍戸均氏に率いられて、雪の幌見峠で一発ずつ拳銃の試射をした。そして、ついに1月21日夜、実行に移されたのであった。前年の暮れに東京の練馬で警察官が殺される事件が発生、白鳥事件が起きた52年5月にはメーデー事件、7月には旭川と小樽で火炎瓶事件が起き、芦別で根室線が爆破されるなどの事件が相次いで起きた時期であった。

白鳥事件後高安氏は党の常任活動家になった。警察に軍事関係者であることがバレたらしいので、上級の命令で上川委員会に異動となり道北の名寄町で活動した。この間に、52年8月共産党札幌委員会の副委員長の佐藤直道氏が逮捕され、10月には委員長の村上氏も逮捕された。そして翌年4月、共産党の幹部で大学の先輩でもあった追平雍嘉氏が逮捕された。高安氏は6月9日、機関紙を名寄駅に取りに行ったところを逮捕された。逮捕の容疑は覚えていないが、多分脅追葉書を出したことだったように思うとのことであった。

身柄は札幌市の隣の豊平警察署に移され、同町の月寒派出所で取調べを受けた。高安氏は逮捕後、約1ヶ月間は完全黙秘を貫いた。後に、ある小説家が高安は留置所の壁に釘か何かで、「死んでも黙秘を貫くぞ、高安」と書いて抵抗していたが、間もなくあっさり落ちてしまったと書いたのを読んだが、「完全黙秘の人間がそんなことをするはずが無い、小説家の勝手な創作」だという。高安容疑者の担当検事は、赤い検事の異名をとる型破りの安倍治夫だった。もし担当検事が、居丈高な態度で被疑者に自白を迫る官僚的なタイプの人であったら、絶対しゃべらなかったと本人は言う。

安倍は「人生にアンチテーゼを持たない人はだめだ」とか「人生に怠惰であってはいけない」と、独り言のように話しかけた。最初はそれを無視して黙秘を

買いていた高安氏は、徐々に彼の話に引き込まれるようになっていったという。 彼が1年半ほどの間一般市民と接する経験を通じ、自分たちのやった軍事闘争 に疑問を抱き、思い上がりも甚だしいことに気付き始めた矢先だった。

「もう一度振り出しに戻るしかない。事実の全てを話そうと決意した。でも、 党籍を持ったまま自供は出来ないと思い離党届を出した。組織を裏切るという よりは、仲間の動静を明らかにして結果として仲良かった友達を裏切ることに なるのがとても辛かった。こんな辛いことがあるのかと思い、留置所の中で夜 に何日も泣いた。だから、自供するまでに半月以上かかった」。高安氏は、自 供するまでの経過をこう語った。

予定の時間を超過していることに気付いた高安氏は、長い裁判での論争点を 二つあげ、「釈明になるかもしれないが」と断って自身の見解を述べた。その 第一は、「白鳥警部の射殺行動開始を協議した日時と場所がはっきりしないの で、高安の証言はあいまいでいい加減だと非難されたしことに対してである。 この点に関しては、「ぼくは今でも1月の4日頃、村手の下宿か門脇の家のど ちらかでないかと思うが、日にちは多少ずれるかもしれない。期日に多少のズ レはあるが、人を殺害する大それた行動をわれわれ数名の中自隊員だけで勝手 にやれるはずはありません。上部からの命令無しにやれることではありません。 命令があったからこそやったのです |。「白鳥警部は何か集会があると真っ先に やって来て、共産党や民衆の運動を弾圧する先頭に立っていて、共産党の主だっ た人で彼を知らない人はいませんでした。事件の前年の11月頃からぼくらは、 しょっ中集まっては打ち合わせ的なことをやり、白鳥はけしからんという暗黙 の合意が出来ておりました。われわれの行動は秘密の地下活動ですから、文字 の記録など一切残しません。ですから、いつ、どこで、誰と何を話し合ったか は、記憶だけが便りです。ぼくが逮捕されたのは、事件から1年半も経ってか らです。裁判は更にその後です。だから、供述に食い違いが出来るわけです。 弁護側は供述がちょくちょく変ったり、他の人の供述との些細な違いを突いて、 高安らの証言はウソであり、信用できないと言うのです」

次に、拳銃の試射の場所と弾丸の問題について高安氏はこう述べた。「幌見

時で試射をしたのは、ぼくも参加しているので事実です。ある人が、1月上旬の雪の深い時に何故あんな所へ登ったのかと言います。52年の1月は、札幌にしては雪の少ない年で、そのことは気象庁の記録でも確かめられています。雪が少なかったので長靴で雪の中を歩けたのです。ぼくの記憶では、付近に朴の木があってその枯葉を標的に至近距離で撃ちました。訓練というよりは、度胸試しに一度撃ってみろといったものでした」

「後に現地で捜索の結果弾丸が見つかり、この弾丸の線状痕や腐食の度合いをめぐって大論争になりました。弁護側の反論で高安証言はあやしいと言われました。実は弾丸の捜索の際ぼくの拳銃の試射の時、手榴弾の実験もして不発だったのです。この証言にもとづいて、弾丸を捜索する時警察官が薮の中へもぐって行って苦労して探したところ、15~20cmの鉄パイプ製の不発手榴弾が見つかりました。弁護側は手榴弾の存在に異議を唱えなかったため、このことは余り知られておりませんが、高裁の判決で高安証言の信用性を高める証拠とされました」

最後に高安元被告が青春を捧げた共産党に対して、その思いを次のように 語った。「共産党は55年の6全協で極左冒険主義を清算したといいます。だが、 その具体的内容には触れておらず、白鳥事件のことなど一切出てきません。そ れどころか、事件は一部の分派の飛び跳ねた部分がやったということで、ぼく らや仲間のやったことを切り捨て、現在の党には関係ないといいます。果たし てこんなことで、一般の国民を納得させられるでしょうか」

高安氏に対する質疑、応答

集会では、なるべく様々な意見や質問を受ける時間を多く取った積もりだったが、予定時間をかなり超過していた。司会の手島繁一氏が、「会場の都合で残りの時間は20分ほどしか取れないが、自由に発言して下さい」と呼びかけると、早速手があがり、旭川市から駆けつけた村上国治氏の姉弟とも近しい方から、高安氏に対して四つの質問が出された。それに対する高安氏の回答を紹介しよう。

最初の質問は、「村上さんと最初に会ったのはいつで、その時どのような印象を持ったか」であった。

これに対して高安氏は、「村上国治さんに最初に会ったのは、正確な時期は 思い出せないが中核自衛隊が結成された51年秋であった。初対面の印象はほと んどない。ぼくにとってその程度の人であったということだと思います」と答 えた。

次に、「分離裁判をしたわけだが、何故一緒にやって黒白をつけなかったのか」との質問には、「ぼくは事件を認めております、彼は認めておりません。一緒にやろうという手紙を国治さんからもらったことがあったが、一つの事件で被告同士が争っていては、一緒に裁判のやりようがないのです。それで、国治さんの申し出は断りました」と回答した。

「高安さんは殺人幇助罪で裁かれたわけですが、今日のお話を聞いていてどこが幇助罪に当たるのか」との質問に、「殺人幇助罪というのは、ぼくらは白鳥さんの動向調査をやった。たとえば出勤や帰途の時間や経路をつけて歩き、それを上部に報告しています。それが、幇助罪に当たるのだと思います」と答えた。

最後に、「村上さんは最後まで自分は無実だと言い切り、私もそれを直接聞いております。高安さんの話を伺っていると、村上さんはウソをつくとんでもない奴、人非人でけしからんということになりますが、そういう人物だったのでしょうか」との質問が出た。

これに対しこう答えた。「党員は党を守るためにはウソをつきます。国治さんは個人的にはすごくいい人だと思います。ただ、そういう人でも党のためにはウソをつきます。当時はそれが当然とされていました。先ほどの大石さんの話にもあったように、党員弁護士は党員個人よりも党という組織を守ることを優先します。刑事事件であっても、個々の党員に不利益になっても組織の防衛が優先されるので、裁判所でも時にはウソをつきます。

国治さんの人柄を示す一つのエピソードを紹介します。国治さんは刑期の途中で仮釈放され、札幌の勤医協病院に検査入院しました。多分その時だったと

思いますが、恩師であり党員でもあった太田嘉四夫先生からぼくのところへ、 国治さんが会いたいと言っているという連絡がありました。会ったらぼくの考えをはっきり言おうという覚悟で、会うことを承諾しました。そして太田先生の真駒内のお宅で会い、2時間くらい話したと思います。国治さんはぼくに一言も事件のことなど話さないで、事件と関係の無い昔の懐かしい話をして別れました。国治さんのお姉さんが書いた本の中で、刑務所から出たら高安に何としても謝らせるのだと言っていたようですが、そんなことは一言も無かったのです。この事を信じるかどうかの判断は皆さんにお任せします。

今思うと、国治さんの最期は可哀想です。あんなに党のために一生懸命やった国治さんは、党から見捨てられたのです。党は無情です、無情もいいところです。最高裁で最終決定が出た後、自転車泥棒事件で党から捨てられました。 焼死した国治さんは、もしかして自殺かもしれないとぼくは見ています。あの頃、国治さんは飲みまくってアル中になっていたのです。国治さんは党の立場と個人の立場で悩みに悩んで死んでいったとぼくは思っています|

時間の関係で質問できない方がいるのを察知して、手島司会者は近くの居酒屋で開かれる懇親会への参加を呼びかけた。会には15名が参加し、アルコールが多少入った中で自由で率直な意見が交わされた。番外編として、その時の発言で筆者の印象深かった話を紹介する。

発言者は、白鳥事件の少し後に入学した党員学生のようで、高安氏の講演をこう評した。「白鳥事件を今取り上げることは、現在の政治状況下では反共という効果しか持たない。問題は真相かどうかではなく政治的効果です。政治闘争では真実よりも、これをどう生かすかが大事です。今日の印象では、検察は高安という良いタマを見つけた。高安の発言のために皆な逮捕されたのです。ですから、仲間は高安に対する怨念で一杯なのです」

発言者は現在、離党している様子であった。このような率直な発言にかえって会は和んだ。後で聞いた高安氏の感想によると、「昔の多くの仲間はこの方と同じ意見のようだが、ぼくに面と向かって言う人はいない。このような率直な意見を直接本人に向かって言ってくれる方が気持ち良い」。「裏切り者」とか

「ユダ」といういわれなき非難に耐えて、長く間生きてきた彼の人柄が良くあらわれた言葉である。

白鳥事件私記

大 石 進

緒 言

1952年1月21日19時40分ころ、札幌市南6条西16丁目の路上で、自転車で走行中の札幌市警警備課長白鳥一雄警部を、追走してきた自転車の男が追い抜きざま射殺した。薄暗がりの中とはいえ、多くの目撃者がいる。のち、この事件は被害者の名をとって白鳥事件と命名される。

この事件について検察側は(そして確定判決も),日本共産党がかかわっていた,と見る。具体的に言えば,射殺に中心的にかかわっていた主犯格は,実行犯の中核自衛隊員佐藤博,介添役の同鶴田倫也,隊長格の同宍戸均と,それを命じた同党札幌委員会の責任者村上國治の4人で,その他の中核自衛隊員が幇助にあたっていた,と見ていた。それに対して,被告人・弁護人側は,日本共産党とは無関係な事件を,権力が日本共産党をおとしめるために利用した謀略だ,と主張していた。そのような立場から,「松対協」に倣った「白対協」の大運動が組織されてもいる。

のちに明らかになった事実によれば、日本共産党は、1952年10月1日以降獄中にあった村上國治を除く主犯格の3人と、事件を深く知る周辺の7人、計10人を、ひそかに中国に亡命させていた。そのため、起訴されたのは獄中にいた3人、村上と幇助者の村手宏光・高安知彦にとどまった。

ちなみに、日本共産党のいわゆる「人民艦隊」の手によって中国に送られた 10人のうち主犯格の3人を除く7人は、日中共産党の「手切れ」の後公然日本 に帰国し、出入国管理法(令)違反等で起訴されることもなく日本で生活する ことになる。主犯格の3人は中国で生を卒えることになる。この事情は後に述 べる。 裁判では、第一審(札幌地裁1957年5月7日判決、分離公判の高安は翌5月8日判決)で村上に対して無期懲役、村手に対して懲役3年執行猶予5年、高安に対して懲役3年執行猶予3年が言渡され、村上と村手は即日控訴している(高安は控訴せず確定)。

控訴審(札幌高裁1960年5月31日判決)では村上の刑は懲役20年に引き下げられ、村手については据え置かれていて、両名は上告している。

そして上告審(最高裁第一小法廷1963年10月17日判決)では両名の上告は棄却され、札幌高裁言渡しのとおり確定している。

村上は再審の申立をするが棄却され(札幌高裁1969年6月18日決定), 異議申立て(同1971年7月17日決定)も, 特別抗告(最高裁第一小法廷1975年5月20日決定)も棄却される。

しかし、この特別抗告審の棄却決定において、第一小法廷は、村上の有罪を確認しつつも、「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の原則は再審においても貫徹する旨を述べている。いわゆる「白鳥決定」である。この原則はこののち、他の再審事件、弘前大学教授夫人殺害事件・米谷事件・財田川事件・免田事件などの帰趨――すなわち再審開始決定と無罪判決――に大きく影響する。

ちなみに、「白鳥決定」という場合、多くは村上の特別抗告を棄却した決定本文ではなく、「疑わしきは……の原則は再審においても貫徹する」という論旨を指す。本稿もそれに従う。

白鳥事件に関しては、官憲による物証(銃弾)の偽造などが問題とされ、双方の立場からいくつかの書籍・論考が発表されているが、本稿ではそれらに依って語ること少ないであろう。私は、三鷹事件に関して、死刑囚竹内景助と弁護士布施辰治との往復書簡を核に論稿を認めたことがあるが(『弁護士布施辰治』第9章、西田書店2010)、本稿でも私の関心は「人間」にあって、その視角が既存の論考のほとんどと重ならないからである。

以下, 第一章では, 個人的な見聞を核に, 事件をどう見るに至っているかを 率直に記述する。 第二章では、白鳥事件判決に対する刑事訴訟法上の疑義を提示する。

第三章では、この事件にかかわる裁判官と裁判所とを、人としてあるいは人のネットワークとして見たいと思っている。それらはこの事件に微妙に絡まるからである。

第四章では、「白鳥決定」誕生にいたる1938年創設の刑事判例研究会に始まる岸盛ーと團藤重光の因縁、決定過程に関する疑問、その射程について語る。 「白鳥決定」は、私が三鷹事件竹内景助の再審に関わるについての頼みの綱でもある。

そして第五章では、事件全体についての、私なりの感想を述べる。

多くの方の名を上げることになる。敬称・敬語は原則として省くが、ときに 私自身の気分に従う勝手をお許しいただきたい。

第一章 記憶を辿る

第一節 中核自衛隊

確定判決によれば、白鳥事件は、日本共産党中核自衛隊の組織的犯罪とされている。したがって私は、中核自衛隊にまつわる個人的な経験から話しをはじめなければならない。これこそ私が白鳥事件を画布に描くについての、地塗りだからである。

私はもっとも遅い時期にこの組織にかかわった一人である。入隊時, すでに 火炎瓶闘争は終息し, 上のほうではおそらく, いかにして武力闘争路線を収束 させるかということが, 組織の分裂状態の修復とともに論じられていたであろう。

私は中核自衛隊において闘争らしい闘争をしていない。誇りを持って思い起こすことは、内灘とともに反対闘争が燃え上がっていた妙義山米軍演習計画地 一一妙義山は中国義勇軍によって北進中の米軍が大打撃を受けた朝鮮半島北部 の山容と地形が酷似しているので山岳戦訓練学校の適地として選ばれたと聞い ている――の接収解除を伝えるNHKのラジオニュースを,1955年3月1日現地の安中で聞いた,という一事である。このことは米国にとっては、将来朝鮮半島有事に際して地上軍による北進は考えず主として海空両軍によって対処するという意思決定を表すものであったろうが、我々にとっては反米闘争・反基地闘争の偉大なる勝利であった。

私はそのとき、リヤカーに北辰電機製の16ミリ映写機と何巻かの映画フィルム(山本薩夫監督『暴力の街:ペン偽らず』など)を載せて、妙義の山中に点在する各部落――記憶に残るのは、「恩賀」という一番奥の部落名のみである――を巡回し、毎夜上映会を開いていた。奇しくも私たちの活動は闘争勝利記念映画祭になったのだった。

1 入隊審査

1954年初夏、W大学生細胞の指導部の一人から声をかけられ、文学部の空き 教室でこんな問答が交わされた。

「革命を実行するのはどこだと思いますか」

「前衛党が広範な人民を指導して……」

「その通りではあるけれども、具体的には誰が革命を実行するのですか」 「……」

「革命は暴力です。前衛党はどのようにして暴力を行使するのですか」 「将来的にはソ同盟の赤軍や中国の紅軍のような組織を持つことになるので しょうか」

「その通りです。ロシアにせよ中国にせよ,内戦を勝ち抜く暴力組織をもって初めて革命に成功したのです。わが国でもその準備をしなければなりません」

「党が革命を指導し、軍がそれを実施する。そう考えていいのですか」 「その通りです。その崇高な使命に命を捧げませんか」 これが入隊審査だった。

2 合法から非合法へ

1954年3月,高校卒業を待つようにして、私は居住において、一シンパ (sympathizer = 同調者)として、日刊の機関紙の配達に従事した。中核自衛 隊に所属するにあたって、そのような「表」の活動の停止を命ぜられ、どのようなルートかを経て、居住の組織にその要請が伝達された。居住の組織は、それまでの私の労をねぎらって、送別の宴を開いてくれた。組織的には別のところに所属する林百郎(衆議院議員・弁護士1912 – 1992)が主催者で、会場は林 宅だった。小間物屋を営む林夫人が居住の組織に属していたからである。

私は自分の身内について語ったことはなかったのだが、今にして、超多忙の林がこの宴をもってくれた縁を思わないではない。林は1938年第3次松本高校事件で首魁と目され退学に付され、有罪判決を受けている(懲役2年執行猶予4年)。その折停学でとどまった私の叔父布施杜生は松高出身者ただ一人の治安維持法獄死者となる(1944年2月4日山科未決監にて死亡)。また、前年の1953年に逝った私の祖父布施辰治は弁護士として林の大先輩にあたる。

この宴には、川口孝雄『流されて蜀の国へ』(アテネ書房1998)に党統制委員として登場する梶田茂穂氏(のち党命によるチェコスロバキア駐在中航空機事故で死亡)の夫人も出席されていた。梶田夫人は時折お宅を留守にされていて、周囲から「地下にもぐっているお父ちゃんに会いに行くのだ」と言われていたが、寛容にも私たち青年が留守宅を利用することを許容されていた。

3 命令と服従

中核自衛隊に所属した早々、上級の指導者から「おれが誰々を殺せと命じたら、おまえは実行できるか」と確認された。指導者の脳裏にはおそらく白鳥事件があったのであろう。私はためらいののちに「はい」と答えた。ためらいを振り捨てたのは、みずからの命を賭すことによる償いの思いに後押しされてのことだった。

軍隊とは殺人を目的とする組織であるから、私自身が白鳥警部殺害の実行犯 であってもおかしくはなかった。殺人を命ぜられたとしたら、それは個人に対 するテロルではなく、戦場における狙撃兵の役割のようなものだと思って、みずからを納得させてもいた。私は可能性の高い革命的行為は決して殺人などではなく鉄道の爆破であろうと考えてわずかに心の安らぎを得ていた。なぜ鉄道の爆破なのかといえば、ルネ・クレマンの『鉄路の闘い』があったからである。この映画については、第五章第二節で触れる。

軍隊における服従について、私はこう語られていた。「スペイン市民戦争(civil warという英語につられて、スペインの内戦はこう呼ばれていた)において、アナキストの部隊は攻撃の前に全員で討議して、全員合意の上で突撃した。機を逸することしばしばであったし、日和見ることもあった。ボリシェビキの部隊は上命下達、機を逸することなく突撃した。我々はボリシェビキの部隊である」と。

4 中国要人の警護

1955年3月末から4月にかけて、私は丸の内の三菱煉瓦街仲二号館(と記憶する)に詰めることを命じられた。風雪に耐えたたたずまいを見せるこのビルには、「国際貿易促進協会」と「日中貿易促進協会」の二つの看板がかかっていた。私の任務は、日中貿易促進協会に身を置いて、都内各所、大阪・名古屋などを訪問する中国要人(雷任民を団長とする貿易使節団)に同行して、彼らを警護することであった。警護に当たっては、寸鉄を帯びることなく、万一のときには彼らの盾となって死ね、というのが上部からの命令だった。命を賭ける気概が私たちにはあった。

私は分不相応にも、要人と同じホテルに泊まり、外車に乗って要人と同行し、 財界人とのレセプションにも列席した。ホテルの宿泊費が学卒初任給ほどもし た時代である。警護は警察の公安との共同作業であり、私はかなりの緊張を強 いられていた。東京でのこと、ハイヤーの運転士は組織のシンパであったらし く、私を公安の一員と踏んで憎悪をむき出しにぶつけられた記憶がある。

私が「陽のあたる場所」を与えられた理由の一つは、身にあった「紺の三つ 揃え」をもっていたからだということを、現在は疑わない。 私はテーブルマナー

からチップの渡し方に至るまで、多くのことを学んだ。

実は前年,1954年10月に人民中国からの最初の要人の来日があった。李徳全 (馮玉祥夫人) ら中国紅十字会の一行である。私は「教育未済」ということで 彼らの警護から外され、留守居を命じられて、悔しい思いをしたものである。

5 組織原則

私の所属した大学では、中核自衛隊員は基本的には学生細胞に所属していた。 基本的には、というのは、中核自衛隊への入隊が党員資格取得に先行すること があったからだ。そして中核自衛隊のキャップは細胞指導部の一員であり、細 胞のキャップは中核自衛隊のナンバーツーかスリーだった。今にして思えば、 隊の指導部を構成する3人ほど以外は、意識的に非党員をオルグして、入隊後 に入党の手続がとられたのだった。信頼厚い細胞員を合法面から遮断して軍事 に貰い受けるなど、できない事情があったのであろう。

入党手続の厳格さに比して、入隊の手続には上部の批准 = 確認のようなものはなく、簡便であった。

1954年12月,東京の軍事組織の忘年会が行われた。そこには学生の組織も二つ顔を出していた。W大の組織とT大の組織である。私はわが隊のキャップからT大の隊のキャップを紹介され、T大では、わが隊とは異なった原則で組織されていることを知った。T大の軍事組織は、学生細胞とは別個の「軍の細胞」をもっていた。わが隊のキャップは、そうあるべきだが、力が足りない、といっていた。非党員を組織して隊を造るというわが隊の作風は、「軍の細胞」を持つという将来の組織原則を見据えてのことだったのかもしれない。

6 武器の廃棄

1955年、六全協後の晩夏、武器の廃棄を命じられた。

私はサングラスをかけ、学内の劇団「J」から借用した口紅を派手に塗って 蓮っ葉らしく装った女性の同志とともに、湘南のK海岸の貸しボートで沖に出 た。海に入った私とボートの隙間から、女性の同志が、当時女性のほとんどが 着用していたフレアースカートの中に隠し持った武器を海中に沈めた。

武器とは銃身を詰めた火縄銃。江戸時代の骨董で、武器として使えるとは、仲間の誰一人思っていなかったが、シンパの某女が実家の土蔵からひそかに持ちだしてきたとかいういわく故に、私たちは疎かにしなかった。この銃は「馬の脚」と呼ばれていて、たしかに馬の脚に似ていなくもなかったが、あるいは上級者は、こんなものからこの非合法組織が馬脚を表すことになりかねない、と思っていた故の命名だったかもしれない。

7 離 脱

六全協後、いつ軍事組織が解散されたのか、記憶にない。儀式めいたものはなかった。私たちは落ち武者のようにばらばらになった。なぜか乱れはとんでもないところにまで広がった。私は尊敬する班キャップAの自治会費私消をめぐって、査問・除名にかかわり、穴埋めに狂奔した。それでもなおいくつかの経験を重ねたのち、私は学業の遅れを取り戻すべく(私が規定の年限で学部を卒えることができたのは奇跡だった)、閉館時間まで図書館に入り浸る日々を送っていた。その席に六全協後細胞のキャップに就任していたMが訪ねてきた。いわく、これ以上の党費未納と活動放棄は許されない。新たに党籍抹消という手続きができたので、そのように扱いたいがどうだろうか。Mにとっては会計帳簿上の整合がもっぱらの関心だったのだろうが、除名を恐れていた私は二つ返事でそのように計らってくれればありがたい、と答えた。私は何の悪感情を抱くことなく、感謝しつつ組織から離脱したのだった。

この組織でのすべては自己判断の停止となにものかへの帰依から始まった。 私は連合赤軍の諸兵士やオウムの信者諸君とは帰依の対象が違うといってみず からを区別する気はない。

白鳥事件と重ねてこの時代のことを回顧することになって、誇りに似た悲しみ、といった思いにかられる。悲しみは、多くの仲間が辿った人生の闇の深さである。そして誇りに似たものは、札幌の隊の情報は構成員がみずからの意志

で明らかにするまで秘匿されていた,この組織は,私の旧友たちは,中核であった,という事実である。

第二節 白鳥事件と廣津和郎

松川事件で検察側の上告が棄却されて、すべての被告人の無罪が確定したのは、1963年9月12日であった。その頃 私は法律編集者になって3年半の若輩だったが、それまで廣津和郎(1891-1968)をあがめ奉っていた人々から、しばしば「廣津はプチブル的ヒューマニストにすぎない」「歳をとってずいぶんほけた」といった廣津批判、廣津限界説を聞かされた。その裏にあったのは、実は白鳥事件だった。

多くの方にとってそれは常識かもしれないが、以下にその事情を述べておく。 9月12日、松川最高裁大法廷判決直後、最高裁脇(もちろん、霞ヶ関の赤レンガの最高裁である)での合同記者会見で、廣津は、全員無罪確定の喜びを述べるとともに、「裁判所の公正が究極的に国民の前に示されたことは、国民として二重の喜び」であると語っている。後日、この発言は厳しい批判にさらされる。批判の大意は、「廣津発言は間違っている。その後も裁判所は不当な判決を次々に出している。公正ではない」(『廣津和郎全集』11巻、中央公論社1974)というものだった。批判者の言う「不当な判決」中最大のものは、白鳥事件についてのそれだった。白鳥事件上告審判決が出されたのは、松川の判決からほぼひと月遅れた10月17日であり、第一小法廷(入江俊郎・下飯坂潤夫・齋藤朔郎)全員一致の上告棄却、つまり札幌高裁における有罪判決を認めるものだった。

松対協の機関誌『松川通信』等は、11月21日に行われる第30回衆議院議員選挙に伴って実施される最高裁裁判官信任投票において、松川被告の無罪に与した入江・齋藤両判事をも含めた裁判官全員に×を記すよう指示していた。これが白対協(1962年3月16日全国35団体により白鳥事件中央対策協議会結成)の機関誌であるなら、また、村上國治無罪を主張する日本共産党の機関紙である

なら、当然ともいえる。しかし、思想・信条を超えて、松川事件の真実のためのみに結集した松対協が、松川事件被告人全員の無罪に与した裁判官名に×をつけよと主張することは、廣津を激怒させた。廣津は松対協の責任者である。彼の知らぬ間にそのようなことが機関決定され、公表される事態は、廣津個人の名誉にかかわるとともに、それ以上に、入江俊郎・齋藤朔郎両裁判官に対する信義の問題でもあった。廣津はのちに、以下のように宣することになる。「諸君は齋藤、入江両裁判官に向かって、深く遺憾の意を表すべきであると思う。」(『松川通信』1963年12月15日付)。

入江・齋藤両裁判官名に×をつけよとの指令は、白鳥事件判決に対する意趣返しだった。松川事件のキャンペーンではかかわった裁判官を善玉と悪玉に峻別対比するという図式がとられたが、善玉であるはずの入江・齋藤両裁判官から村上國治の上告をにべもなく棄却されたということは、白対協にとってはばつの悪い事態だったことは間違いない。

岡林辰雄(1904-1990)弁護士が廣津和郎に向かって、「松川裁判は勝利したが、廣津先生にはつぎの白鳥事件のたたかいにも参加してほしい、そうでないと廣津は松川はやったが、白鳥はやらなかった、と後世の史家から批判されますよ」と繰り返し追って、廣津がそれを峻拒するという一幕があったのは、松川判決と白鳥判決の間のことだろうか。これに前後する時期に、廣津には幾重にも同質の圧力がかかっていたのである。

これらの事情が、廣津和郎を、松対協会長の辞任、廣津の言葉をそのまま述べれば「しばらく穴にこもる」に追い込む。「穴ごもり」は、引退ではない。 白鳥事件だけにはかかわらないという意思表示だった。のちに廣津は青梅事件の救援に立ち、八海事件を支援する。

政党と大衆運動との関係の微妙さを示すこのあたりの事情は、政党内部での 反省の動きをも含めて、いくつかの書籍が語っている(永山正昭『という人び と』西田書店1987, 大塚一男『私記松川事件弁護団史』日本評論社1989, 同『回 想の松川弁護』日本評論社2009)。

第三節 三つの対話

1 布施鉄治との対話

私と布施鉄治(1930-96)とは五歳の年齢差がある従兄弟であり、幼時から「テッチャン」「ススムチャン」と呼び合う存在だった。ことに終戦後しばらくの間は、鉄治は横須賀に住み、私は鎌倉に住んでいたから、場所的にも近い存在だった。彼は横須賀高校から、日経新聞札幌支局長だった父親の赴任先の北大に進み、事件当時は北大新聞の編集長であった。のち北大教授・教育学部長を務める。

1955年頃、布施鉄治は上京の際、私の家に遊びに来て、書架を眺めて――当時私の書架は組織の学習指定文献が多くの部分を占めていた――何かを感じとって、「白鳥にかかわったとされる多くの党員学友が行方不明になっている。某は自分の親友だった。おそらくは中国へ脱出したのだ。この事件を冤罪と思っている人は北大にはいない。白鳥事件を三鷹事件や松川事件と同列に論ずるわけにいかない。これが現地北海道の常識だし、と強く語った。

事件を権力の謀略と信じ、彼の言を信用しようとしない私に対して、彼は繰り返し「ススムチャンの立場で信じられないのも無理はないが……」とぼやきつつ、この事件に深入りしないように警告した。

このとき私は、彼に党籍の有無を確かめているが、これはよくせきのことだった。当時の私にとって、情報発信者の党との距離は、情報の信頼性を担保する基礎だった。彼は党籍を持っていなかったが、党の近くに身を置いていることを確約した。今にして思えば、彼は党籍を持っていなかったゆえに真実を語ることができたのだ。

のち彼が入党して、晩年まで党籍を保持していたことを、彼の長男布施鋼治 に確認したのは、2012年3月31日、布施鉄治の妻布施晶子(札幌学院大学長・ 家族社会学 1937-2011)の東京池袋常在寺における一周忌の折のことである。

2 岡林辰雄との対話

岡林の名はすでに前節に登場している。大塚一男とともに当初から松川事件主任弁護人を務め、闘いを勝利に導いた総帥として光り輝く存在であり、日本共産党中央委員としての地位と相まって、自由法曹団において権威並ぶ者なき存在だった。岡林の自伝『われも黄金の釘一つ打つ』(大月書店1980)のカバー袖から略歴を引いておく。「1904年高知県に生まれる。東京帝国大学法学部卒業後、軍隊生活を経て労働運動へ。1932年日本共産党に入党。戦前に3度検挙さる。戦後は、弁護士として、松川、三鷹、八海、小繋などの諸事件に取り組む。」

戦前,彼は布施事務所に籍をおいたが,それは全協日金(日本労働組合全国協議会傘下の日本金属労働組合)のオルグ活動をするための仮装であって,弁護士としての活動なしに給与を支給されるという奇妙な存在であり,彼は内心そのことについて,布施辰治と事務所の経済的実権を握っていたその妻光子に,感謝の意を持ち続けていたであろう。岡林は布施が法曹資格を失ってから布施の盟友山崎今朝弥の事務所に身を寄せ,彼自身獄に繋がれる合間合間に,ようやく弁護士らしい活動を始めることになる。

余談ながら、私の知る布施事務所での岡林の弁護士としての活動は、細川嘉 六=大原社研からの布施への依頼に基づき、検事局所蔵の「米騒動」資料を、 悉皆筆耕するのに立ち会ったことだけである。検事局が弁護士にのみ筆耕を許 すといったからである。後の米騒動研究の進展は、この時の岡林の協力による ところが多い。

岡林は、戦争中の困難な時期にも音信を絶やすことなく、鎌倉の在に蟄居していた布施を、遠路見舞ってくれる存在だった。そんな縁もあって、私の一族は岡林に親類同様の感情を持ち続け、布施光子の遺言書を作成してもらったこともある。私の「いわゆるトロツキストの弁護を拒否するという自由法曹団の姿勢はおかしいのではないか」といった青臭い意見にも温顔をもって応対してくれていた。

1960年代末、私は法律雑誌の編集長をしていた。幌見峠で発見されたという触れ込みのブローニング拳銃の弾丸がニセモノらしいことがマスコミで散々論

じられていた時期のことである(あるいは少し時期がずれるかもしれない)。 私の家で最晩年を過ごしていた布施光子の見舞いに来た岡林に,白鳥事件再審 請求の見通しについて問うたことがある。岡林の回答は意外なものだった。

「村上國治の無罪,共謀共同正犯の不成立は主張できるかもしれないが,彼の部下の誰かが白鳥を射殺したという事実は消えない。村上には組織の責任者として重い政治的責任がある。もし実行犯が逮捕されて重刑を科され,村上が無罪とされたら、村上は生きていない。」

「かもしれない」という言葉のニュアンス,「政治的責任」という言葉の唐 突さ,そしてその言葉を強調する「重い」という形容詞は,私に衝撃を与えた。 私が「政治的責任」の中身に理解が及ぶのは、はるか後のことである。

このとき岡林は、あきらかに村上を英雄としてではなく罪人として認識していた。「政治責任的には有罪」という微妙な言い方をしていたようにも記憶する。 唖然とした私の重ねての確認に対して、岡林は、「幌見峠で発見されたという 弾丸はまぎれもなく偽造証拠だが、あの場所で彼の指示の下党員による射撃演習が行われたことは疑いのない事実だ」と語った。

私は、布施鉄治の忠告にもかかわらず、深く考えることもなしに白鳥事件を 総体として冤罪と信じてきていたから、事件が実在したこと、村上國治が(政 治的責任を負うほどには)関与していたことを認める岡林の立論に、とまどう ばかりだった。岡林は村上國治の政治的責任について語ったが、彼はおそらく それ以上のことを私に伝えたのだ。岡林には再審の結末が見えていたのではな いか。しかし、岡林といえども、この結末=特別抗告棄却決定が「白鳥決定」 を伴うことに思い及ぶことはなかったであろう。

廣津和郎に村上救援活動への協力を迫った当時からの岡林の姿勢の変化をどう考えるべきか。推測を述べることは控えたい。

3 辛昌錫氏との対話

私が辛昌錫氏を知ったのは、2005年1月に明治大学リバティーホールで開かれた布施辰治韓国建国勲章受賞記念シンポジウムにおいてだった。このシンポ

ジウムの最後に、フロアから二人の発言があった。一かたは前進座の演出家十 島英明氏であり、もう一かたが辛昌錫氏であった。以来二人とは、心を開いた 付き合いを続けることになる。

という次第で、ここに述べる対話は、前の二つの対話よりはるかのち、むし る最近のことといっていい。

ここで、辛昌錫氏の、白鳥事件前後に至る略歴を紹介しておく。

1930年5月27日生まれ。5歳時より祖父から母国語教育を受ける。終戦時秋田県立大館中学校2年。1948年,北海道帝大予科理類入学を機に日本名「重光」を捨てる。1949年8月夏季休暇帰省中,秋田地裁大舘支部での朝鮮人部落の酒税法違反事件(どぶろくの密造)公判に弁護に赴いた布施辰治の「カバン持ち」を務め、法廷における布施の弁論に感銘を受ける。1950年6月25日,朝鮮戦争開戦を機に北海道を離れて民族組織祖国防衛隊の活動に参画。10月,石川島播磨造船における反戦工作により勅令310号違反で逮捕拘留。深川警察署留置場での水も飲まないハンストから布施辰治によって救出され,無罪判決を受ける。朝鮮戦争末期、北大に復帰し、札幌の中核自衛隊の活動を間近で観察する。白鳥事件をめぐる多くの調書に氏の名を見る。自身、「赤ランプ事件」(米軍への石炭供給を阻止すべく赤ランプを振って小樽港に向かう石炭輸送列車を停車させた事件)に連座して有罪判決を受けている(第三章第三節参照)。

コミンテルン以来の組織原則に従って、朝鮮人共産主義者は日本共産党に所属していたから、辛氏は1955年5月(朝鮮人側の民戦の解散と総連の結成、日本共産党側の民族対策部の解消)まで、日本共産党員であった。同時に朝鮮人として、朝鮮労働党の指導の下、祖国防衛隊の一員として日本の地で朝鮮戦争を戦ったのであり、その活動は日本共産党の了解するところでもあった。朝鮮人の所属問題は、社会主義における民族と階級、ことに多民族国家におけるそれとユダヤ人問題にかかわる事柄であろうが、私には語ることができない。

2011年6月、私は辛氏にこの事件前後の経験を語ってもらった。いずれその録音速記の全文を発表の機会があろうが、以下はそのさわりである。

辛氏は、軍事訓練への参加、村上國治・佐藤直道らとの関係、辛氏の寮室が

組織のアジトであったこと、事件前にそこでピストルを手にしていること、苫小牧署に拘留されていた村上に幾度も差し入れに赴いたこと、赤ランプ事件容疑で逮捕されたがそれは白鳥事件の傍証集めのためだったこと、辛氏の李承晩政権下韓国送還(それに伴う処刑)を恐れる獄中の村上から「帰化」の指令を受け激怒したこと、そのこととかかわって北大細胞キャップを解任されたこと、停戦後北朝鮮復興資材(工業用ミシンや漁網を例示された)の密輸にあたったこと、2001年10月5日に北京の鶴田倫也宅を訪問したこと、そして鶴田に帰国を思いとどまらせたこと、などを語っている。

辛氏は、この事件が日本共産党の手によるものであることを一度も疑ったことがないとも述べている。これは氏が愛惜の念を持ちつつ党を離れた1955年5月時点における北海道の全党員の理解をそのまま維持しているということであろう。また、辛氏は白鳥警部を射殺したのは鶴田倫也であって佐藤博ではないという確信を語られたが、この誤れる確信は高安知彦氏の最近までの認識と同一だった。北大細胞内での革命家鶴田倫也に対する評価あるいは信頼が、この伝説の基なのである。

第四節 小 括

本章で述べたことはすべて、場所的にも時期的にも、白鳥事件とは遠く離れた座標点での私の経験である。私はブローニング拳銃の発射実験が行われた幌見峠の地に立ったこともなく、白鳥警部殺害現場とされる南6条西16丁目の街頭を確認したこともない。しかしそれにもかかわらず、私は、村上國治の事件へのかかわりについて、「黒」の心証を抱いている。

その心証は、近時中国からの帰国者の認めた文章に接し、中国で佐藤・宍戸・ 鶴田などの諸氏と面会してきた数多くの方々の証言を聞き、彼らの子どもが日本で生活していて彼らの旧知と接触している事実を知り、加えて裁判記録を眺めることによって、徐々に強化され、確信に至っている。

なによりも、中国で死亡した佐藤・宍戸の二人の元中核自衛隊員が革命烈士

として北京郊外八宝山革命公墓に葬られていることは(北海道新聞2002年1月21日号),彼らが公安警察官白鳥の射殺という革命的行為にかかわったことの証である。中華人民共和国は,あるいは中国共産党は,単なる逃亡者を革命公墓に埋葬することはない。

カソリックなら告悔によって心の重荷を下ろすであろう。残日を数えるようになって、信者ならずとも永年語ることなく過ごしてきたことがらの幾つかを語ってから逝きたい、との思いに駆られる。これは、みずからの行為に「罪」を認識するゆえではないが、なお、心のやすらぎを得る道でもある。同時に、事実を語り残しておく責任が、世を去っていくものには存在する、とも思う。この思いは、三鷹事件再審にかかわるようになって、ひときわ強いものになっている。この稿の執筆に応じた所以の一つでもある。

第二章 村上國治有罪判決への疑問

前章で述べた事柄、村上國治の事件への関与について私を「黒」の心証に導いた事柄は、刑事訴訟における証拠としては無力である。ましてや私の中核自衛隊体験など、それがいかに私の心証に大きな影響を与えていようとも、白鳥事件の刑事訴訟上の証拠としての価値はゼロである。別の言い方をすれば、1963年10月17日の上告審判決が、さらには再審の特別抗告を棄却した1975年5月20日の最高裁決定が、刑事訴訟法の原則から言って正しいものだったかについての検証作業は、私の前に手つかずのまま残されている。

以下は、私なりのその作業である。とはいえ私は刑事訴訟については素人である。思い違い、不十分な点はご容赦いただきたい。

第一節 刑事訴訟法の諸原則

1948年7月に成立した現行刑事訴訟法は、1946年11月3日に成立した日本国憲法が人身保護に関して多くの条規をおいたこととも関わって、GHQの主導のもとに作られた。そこには人権保障に関して英米法原則の導入が試みられているが、同時に既存の刑事訴訟法の大陸法的な構成を前提にするという姿勢を見ることができる。そのことは、新刑事訴訟法の立案にあたって、GHQ民政局は、A.C.オプラー(1893-1982)を立案の責任者(法政司法課長)として本国から呼び寄せていることからも明白である。オプラーは、元ドイツ(ワイマール共和国)の司法官(最終履歴は最高懲戒裁判所副長官)であり、ユダヤ系ゆえのナチス治下ドイツからの亡命者であった。

したがってオプラーは、ドイツ司法の影響を受けること小さくない日本の既存の刑事訴訟手続に対しても理解があり、日本側の要望に対しても、それがまっとうなものである限り、耳を傾けるにやぶさかでなかった。そのあたりの経緯は、オプラーと、司法省嘱託としてこの法律の制定に深く関わった團藤重光(東大教授・最高裁判事 1913-2012)の双方から照射されている(オプラー『日本占領と法制改革』日本評論社1990、團藤他『反骨のコツ』朝日新聞社2007)。

最初に、刑事裁判のいくつかの原則を確認しておく。以下の第一ないし第三は、近代刑訴法一般(戦前の日本のそれを含めて)に通底する原則である。その原則が日本において、現在もなお「文化」に高められていないことを悲しむ。

第一の原則は、証拠裁判主義である(「事実の認定は、証拠による。」刑訟 317)。盟神探湯・亀甲占いなどの神判、魔女裁判、決闘裁判などを否定する。 事実認定過程を客観化・透明化し、裁判官の恣意を排除する。そして公訴犯罪 事実や量刑などは、証拠能力を有し、正しい手続きを経て提示された証拠によって決せられなければならない、とされる。

第二の原則は、「疑わしきは被告人の利益に」(in dubio pro reo)である(「犯罪の証明がないときは、判決で無罪の言渡をしなければならない」刑訴336)。

これこそ実務上もっとも重要な原則であり、被告の側から表現すれば、「推定無罪」である。アリストテレスによって語られ、ユスティニアスによって法典化されたこの原則は、啓蒙主義の光の中で、各国の法典に取り込まれていく。

第三の原則は、自由心証主義である(「証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねる。」刑訟318)。フランス革命期までのヨーロッパの法制度では法定証拠主義がとられており、ときに「二分の一証拠」といった概念が存在し、「二分の一証拠」が二つ存在した場合には全き証明がなされたものとして有罪が確定した。また、被告人の自白を有罪の要件とする法制のもとでは、しばしば自白を得るための拷問や過酷な取調べが行われた。自由心証主義はこれらに対する批判として登場した。ただし日本国憲法および刑事訴訟法は、自白の証明力・証拠能力に制約を設け(憲38・刑訴319)、伝聞供述・書証の証拠能力を制限している(刑訴320以下)。これらの制約は歴史的経験に学んでのものであり、ベクトルを逆さにしての法定証拠主義とも言える。もっとも、自白の証拠能力の制限は、自白なる証拠がしばしば真実からかけ離れているという事実に立脚してのものというだけでなく、1922年制定のそれまでの刑訴法(以下、「大正刑訴」と呼ぶ)下の歴史に学んで拷問を防止するという観点からのものでもある。

そして第四に、ここでは対審主義ないしは当事者主義をあげておく。これは、第一ないし第三の普遍的な価値と等価ではないし、証拠原則に関するものでもない。大正刑訴の大陸法的な職権主義を修正する、GHQによって持ち込まれた英米法的な原則である。刑事訴訟の理論が民事訴訟のそれに学びつつ形成されてきたにせよ、国家権力を背景に持つ検察側と被告人ないし弁護人とでは力の差は比べようもないし、また実体的真実に迫らなければならないという課題から、刑事訴訟における当事者主義は多くの制約を持つが、なお、当事者の人格に価値をおき、その主体性を尊重しようとする以上、大正刑訴に比べてはるかに被告人=弁護人側の主体性に期待するところが多い法制となっている。

以下では、「対審主義」並びに「疑わしきは被告人の利益に」に倚り添って、 白鳥事件の裁判に接近を試みる。

第二節 対審主義と弁護側の責任

対審主義の導入について職権主義との折衷が図られた事情については、アルフレッド・オプラーと團藤重光の著作を引きつつ示唆したつもりである。当事者、とりわけ弁護人の地位や法廷における役割の強化には対審主義すなわち当事者主義的な特徴を見て取れるし、裁判長の権限に伝統的要素が保持されていることには、職権主義を見ることができる。

裁判官は対審における訴追側(検察官)・被告側(弁護士)双方の争論の中から有罪・無罪を発見する。弁護士は当然被告人の利益のために闘うのだが、 それだけではなく、弁護士には検察官とともに、裁判官を妥当な結論に導くための相応の努力・義務・責任が求められているのである。

ところが第一審の判決録には、弁護士の固有名詞は一度も出てこない。名を あげるに足る有効な弁論ができていないからである。弁護人は、残念ながら訴 訟構造上要請されたその責任を果たしえていないのである。第一審の裁判過程 は訴追側に一方的であり、したがって第一審の有罪判決は必然だった。

その責任を、主任弁護人個人に嫁することはできない。広大な北海道で、治安事件の弁護を担うのはほとんど杉之原舜一一人だけだったという事情、検察は村上國治に限らずすべての治安事件の被疑者・被告人たちを辺境の獄舎に分散配置して、杉之原の接見交通(刑訴39)をきわめて困難なものにしていたという事情、しかも杉之原は登記制度の研究者であり(『不動産登記法』日本評論社1938等がある)、かつて柳島東大セツルメントで学生たちの法律相談を指導した経験があったとはいえ、刑事弁護の素人だった。問われるべきなのは事件にふさわしい弁護団を構成できなかった組織の力量であり、路線であった。航空機が市民の手の届く乗り物ではなかった当時、北海道は容易に応援に赴きかねる場所でもあった。

ちなみに私は、法律雑誌編集部員時代、編集長清水英夫(のちBPO=放送倫理・番組向上機構初代理事長、青山学院大学名誉教授1922-2013) に命ぜられて、1960年末ごろ、登記法の連載を杉之原に依頼したことがある。その折の

「杉之原先生は収入皆無だから多めの原稿料を届けたい」という清水の独言を記憶している。その年登記法の大きな改正があったことは事実だが、なぜ杉之原舜一なのか、私は疑問をとどめつつ依頼の手紙を書いたものだ。現在では以下のように推測している。東大セツルメント(ほかの組織でも一向にかまわないが)にかかわる誰かから、杉之原先生の生活費のためにも、また先生が研究者としての矜恃を保ち続けるためにも、『法律時報』誌から原稿を依頼してもらえないか、という示唆が編集長にあったのだと。そしてそのような気配りができるのは、東大社研におられたW先生だったのではないかと。この企画は、「不動産登記法ノート」(『法律時報』1962年1月号~12月号、各回2頁)に結実するが、この年は白鳥事件史において比較的ことの少なかった年であった。1962年という「時」、1回4000字の12回連載という「形」、これは当時の杉之原にとって唯一可能な執筆形態であったろう。

実は、杉之原には、創刊(1929年12月1日付)以来『法律時報』で大審院民事部判決の紹介を担当した時期があった。当時杉之原は1927年の九州帝国大学事件で九州を追われて東京に帰っていたから、このことは杉之原の庇護者でもあったこの雑誌の責任編集者末弘厳太郎の「糊口の足しに」と言った微妙な配慮でもあった。ちなみに、この時期この雑誌における大審院刑事部判決の紹介者は木村龜二(のち東北大学名誉教授・学士院会員1897-1972)、行政裁判所判決の紹介者は山之内一郎(のち東京大学社会科学研究所教授、わが国ソビエト法研究の鼻祖1896-1959)であり、杉之原を含めたこの三人は、九州帝国大学事件の敵味方にわかれた連座者=被追放者であったが、東京ではわだかまりを捨てて協力してくれたのだった(もう一人の連座者に風早八十二(刑事法・社会政策、のち衆議院議員・弁護士1899-1989)がいる)。

そのような経緯から、私たち日本評論社の法律編集者は、杉之原に対して深い思いを抱き続けてきて、優れた研究者であった杉之原が党のためとはいえ雑巾がけのような仕事をさせられていることに、(敬意と同時に)悲しみに似た感情を抱いていた。のち、私は杉之原の自伝『波瀾萬丈』(日本評論社1991)の出版依頼を受けてみずから編集に当たったが、これらの事実と無関係ではな

い。この書籍の組版を担ったのは、故あって北大脇の北海道機関紙印刷所という会社であった。この印刷所はかつて、のちにふれる「天誅ビラ」を作成した企業である。

第一審とは異なって、控訴審では、多くの弁護人の応援があった。弁護側は 唯一の物証と目される幌見峠で発見された弾丸の真贋をめぐって検察を追い詰 めている。弁護側は刑事訴訟法の期待に応える弁論をなし、判決録には多くの 弁護人の名前を見ることができる。

控訴審にいたって、被告・弁護側は、はじめて五分に近い戦いをすることができたのであった。そして最高裁に係属してから、白対協結成の動きと相まって、壮大とも言える裁判活動が展開されることになる。

蛇足を一つ。白鳥事件控訴審判決が出た1960年,上田誠吉他『誤った裁判』(岩波新書)が上梓されている。同書に白鳥事件が取り上げられていないことを不可解とする(もっと下品な言い方だったかもしれない)記述を目にした記憶があるが、これは下衆の勘繰りではないのか。たしかにこの事件の終盤における上田の活躍には眼を見張るものがあるが、控訴趣意書中には上田の名は存在しないのである。上田の名を見るのは、上告趣意補充書(1961年8月31日受付)からである。そして上田が「村上國治は無罪である」という論稿を発表するのは、『前衛』1963年10月号に於いてである。この論文は「村上國治は無実である」という誤植のもとに引かれているのを見た記憶があるが、正しておきたい。『誤った裁判』が発行された当時、上田はなおこの事件について語れるほどにはかかわっていなかったのである。

第三節 疑わしきは被告人の利益に

仙台高裁での松川事件控訴審の判決法廷において、鈴木偵次郎裁判長は「真 実は神のみぞ知る」とうそぶいている。この言葉は、神の前で今一度裁きを受 けるという文化を持たないこの国においては、迷言にすぎない。法廷において 争われるのは、「検察の提示する証拠が合理的疑いを容れない程度に被告人の 犯行を証明しているか」の一点に尽き、神のみぞ知る真実ではない。

そのような見地から、検察側の提示した有罪証拠が、法の趣旨に沿ったものであったかを、私なりに検証してみた。以下のような問題点が指摘できるように思う。

- 1) 実行犯とされる佐藤博の身柄が確保されていないこと。
- 2) 犯罪に使われた物品, ブローニング拳銃や自転車が見つかっていないこと。
- 3) 別件逮捕・見込逮捕のオンパレードの上に事件が成り立っていること。
- 4) 共謀共同正犯の理論に因ることの是非は措く。共謀の連鎖,逐次共謀とでもいった形で犯意が構成されている場合,各次元で共謀内容に違いが生ずるだろう。実行された犯罪の責任は,無条件で最上部で命令を下したものに及ぶのか。古典的な共謀共同正犯論ではカバーしきれないものがあるのではないか。また,細胞を動かすには合議が必要だが,軍事組織では命令で足りる,あるいは命令こそ,命令の内容こそ確認が必須なのである。このことは共謀の存在を立証するよりさらに難しいこと,軍事組織に身を置いていたものとして実感している。
- 5)(公判分離された)相被告人のそれを含めて、検察側証言中重要なもののほとんどは、長期の勾留ののちになされたものであること。長期勾留後の自白ないし供述が誤判の源泉であること、知られた事実である。
- 6)(証拠から排除されるべき) 伝聞証拠が混入しているように思われる こと (例えば追平雍嘉証言や村手宏光証言の一部)。
- 7) 佐藤直道・高安知彦・村手宏光ら相被告人ないし利害関係者の証言 は、信用性の面で割り引いて考えなければならないこと。彼らには、起 訴に当たって配慮が加えられていて、利益誘導の影が付きまとっている こと。
- 8) 唯一の物証とされる幌見峠で発見された弾丸が偽造証拠であると裁判 所すら認識していること。弁護団は、弾丸が偽造証拠であることを、①

発見の経過,②傷・変形の有無,③浸徹力(地中へのめり込み方),④腐食, ⑤線条痕,と多面的に論じていて,それは裁判官をも説得しているので ある。

私ならずとも、人は、最後に述べた8)を重視する。

決定的な証拠が当局の偽造にかかるものであれば、その事実はほとんどの場合被告人の無罪を暗示するであろう。しかし、論理的には、当該証拠は有罪を証明する力をまったく持たないというだけのことで、他の証拠によって被告人の関与が証明されれば、当然有罪とされる。それが自由心証主義という刑事訴訟原則の到達点である。白鳥事件は、そのような事件であった。

しかもなお、私は、検察側提出の銃弾が官憲の偽造によるものだったという 事実を重視する。このような極端な公訴権の濫用がある場合、検察の公訴権 自体が否定されてもいいように私には思えるのである。私は英国衡平法上の clean hands (相手方に対して不公正なことを為した者には衡平法裁判所への 訴権を認めないとする原則)を意識しつつ、検察の公訴権を否定して免訴をもっ て事件を終結するという、証拠原則以外の救済の途を思う。弾丸の偽造にかか わった高木一次席検事の行動には、しばしば虚妄が読み取れるが、これは彼一 人のことがらではなくて、捜査官権の一つの典型であり、それを全否定する断 固たる決定なき限り、日本の検察は永劫目覚めない。検察なる組織の重い責任 は、それ相応の倫理に裏打ちされなければならない。しかし私は、刑事訴訟の 素人であることを自覚するゆえに、本稿ではこの論点に立ち返ることはないで あろう。

以上から総括できることは、現時点で知り得る無数の後追い的な知識を排除して、法廷で提示された証拠のみから推論すれば、こと村上國治に関しては、「合理的疑いなきほどに(共同正犯としての)有罪を証明している」と言いきれるかどうか疑問である、ということである。限りなく黒に近い灰色であるにせよ、(教唆者としてはともかく)共謀共同正犯として訴追されている以上、村上には、無罪判決こそ導き出されるべきだったとも言い得たのではないか、ということである。

実は、控訴審では、ある時期左陪席として審理に参加していた木谷明が、村上國治無罪意見を出していたことが知られている。木谷は札幌地裁の判事補で、高裁判事代行を命じられてある時期審理に参加していたが、判決書には名を連ねていない。木谷については次章第三節で論ずることになるが、ほかならぬ木谷が無罪を主張していた、という事実は、私のような刑事訴訟の素人にとっては、判決の妥当性について疑義を述べる有力な後ろ盾である。

「疑わしきは被告人の利益に」の原則に関しては、もう一つの問題がある。 この原則は、再審においても適用になるのか、再審においては「確定判決の重さ」に席を譲り、「無罪の推定」ははたらかないのか、という枝問題である。 このことは、論理の運びの問題としてだけでなく、具体的適用のレベルにまで 分け入って考えなければならない課題である。白鳥事件は再審まで闘われたが、 そこで重大な判例変更がなされたと私は思っている。第四章は、もっぱらこの 問題にかかわることになる。

第四節 小 括

刑事訴訟法上は無罪判決が下されるべきであったかもしれないが、判決後現

われた多くの事実と証言によって、白鳥殺害への組織と村上個人の関与は裏付けられている。したがって村上有罪の各判決の結論は、仮に「誤判」と呼ぶことはできたとしても、「冤罪」と呼ぶべきではない。これが私の小括である。

私は、この事件にかかわった多くの裁判官の中で、木谷明以外に村上無罪の 立場に立った裁判官を知らない。しからば木谷以外の裁判官は、不誠実な人間 だったのだろうか。私はそうは考えない。

裁判における事実の認定とは、適正な手続きによって読み取れる限りでの社会現象を、自由心証という重い責任によって再構成する作業である。これは実体的真実に迫ろうとする思いなしには存在しえない。白鳥事件では、日本共産党の意図的組織的な証拠湮滅によって実体的真実に迫る道を阻害し尽くされているという状況が存在した。なおかつ、裁判官が適正手続外で認識する諸情勢は村上國治の関与を強く指し示している。

裁判官の認識するところは、以下のようなものであったろう。

一・札幌委員会および中核自衛隊関係者の証言によって、組織の関与は明白である。これら関係者の証言は、警察官に対してではなく検察官に対しても為されていて、法廷においても動揺を示していない。加えて、すくなからざる関係者を組織が「人民艦隊」によって海外に逃亡させたことは、(裁判終結時にはなお「証明」こそされていないにせよ)公知の事実である。関係者の海外逃亡を要請する村上國治のメモが存在し、日本中国間の密航ルートの存在はすでに明白である。しかも日本共産党札幌委員会の署名入りの「天誅遂に下る!」なる犯行声明と思しきビラまで存在し、ビラの政治的評価と発行者をめぐって組織の未熟さを示すドタバタ劇があった。ビラの印刷にあたった印刷所も割れているし、それに関わる多くの証言が存在する。高安証言によれば、ビラの執筆者は村上國治その人である。訴追側の行動にいくつかの逸脱があって、その最大のものは証拠弾丸の捏造だが、それにもかかわらず幌見峠で火器を使った軍事訓練が行われたという事実は完全に証明されている。ことがらの本筋は毫も揺るがない――

組織は、「実行者」だけでなく、「目撃証人」をも中国に送ったのであった。

被告人側が有効な人的証拠のほとんどすべてを違法な行動によって組織的に湮滅し尽くしているという事態の中で,裁判官としての「適正手続」の障壁は,全人格的「自由心証」の前に低いものにならざるを得ない。適正手続に従って無罪判決を下せば,組織は「無実だった,勝った勝った」と喧伝するであろうが,心証の奥深いところで犯行の存在を信じている裁判官にとって,単なる殺人事件ではなくすでに政治的事件に転化しているこの事件で,そのような事態を容認し得るかは人間性の問題でもあろう。裁判官もまた人間として,被告側に,組織に,clean handsを要求する。(適正手続に根をおく)職業的倫理感は(実態的真実に根をおく)人格的倫理感に席を譲る場合がある。

裁判の女神クリオが手にしているのは天秤である。天秤の片方の皿には弾丸の偽造という罪があり、もう片方の皿には法を犯しての関係者の「中国送り」という証拠湮滅の罪がある。私は天秤の平衡に悩む裁判官の人間性を貶める気にならない。

私は、この裁判が有罪判決に終始したことの「幸運」を思うことがある。

もし、いずれかの審級において村上國治無罪の結果が出ていたら(その判決は刑事訴訟法の原則に照らせば正しいものであったとしても)、のちに明白になった事実によって、日本共産党は世間から「判決を騙取した組織」として永劫批判を浴び続けることになったであろう。その批判・非難は、判決を騙取したという事実によって、戦前のいくつかの事件――1932年の大森銀行ギャング事件や1933年のスパイ査問事件――や戦後のトラック部隊事件などの破廉恥事件に対するそれを上回るものになったであろう。批判の多くは為にするものであったとしても、組織は、有効に反論すること能わず、それは、松川事件のような冤罪事件の評価に、なにがし影響を与える結果になったかもしれない。歴史的な視野を持って眺めれば、有罪判決に終始したことによって、村上の犯した誤ちが日本共産党(と松対協運動のような大衆運動)に与えた負の影響は、小さなものにとどまったのである。

第三章 白鳥事件と裁判所(上) ---裁判所・裁判官雑感---

まえがき

私は現在、三鷹事件竹内景助の再審裁判に、「支援する会」の代表世話人として関わっている。戦後裁判史を振り返るまでもなく、私は具体的な幾つもの事件において裁判官と裁判所に対して批判を持っているが、しかもなお再審請求という形をとって裁判所の過去の間違いを正そうとしているのである。これは、裁判所と裁判官一般に対する信頼、裁判官の善意を信じることなしには無意味である。以下は、そのような思いからの、白鳥事件をめぐっての、裁判所という組織と何人かの裁判官についての粗雑なスケッチである。友人たちからの、日本の裁判所に対する評価が「甘すぎる」との批判は甘受する。

前章において私は、木谷明について述べるところがあった。そして木谷と対比して、他の裁判官一般について、いささかの感想を述べた。しかし、素人の感想にとどまるにせよ、裁判官を語る手がかりを求めたい。ここでは、何人かの裁判官の裁判活動を通して、一つの「人事仮説」を提示する。そこにおけるキー・ワードは、裁判体としての最高裁判所と区別された「最高裁判所事務総局」と人事派閥としての「新刑訴派」である。

かつて、「司法の危機」と言われた時代があって、私はその頃法律雑誌の編集長を務めていた。青法協をめぐって、司法修習生の任官拒否があり、裁判官の再任拒否があった。その当時、事務総局は、私にとって「悪」の象徴だった。しばらくのちに、元名古屋高裁長官内藤頼博(1908-2000)から、最高裁判所発足当時の事務総局について話を聞いたが、そこでの事務総局の人間模様と自由闊達な雰囲気は、それまで私が抱いていた事務総局観とは異質のもので、その乖離に戸惑いを覚えた記憶がある。

彼らは事務総局入りするについて、裁きの場を離れるからといって、身分を 行政職に変更するという不利益をみずからに課するほど「裁判」を愛していた。

内藤頼博は高遠三万石の後裔にして元子爵。桜の季節に高遠町営の「江島ホ

テル」をお世話いただいたこともあった。初代最高裁長官三淵忠彦に乞われて 秘書課長を務め、本間喜一初代事務総長とともに創設時の事務総局の人事に大 きな影響を与えることになる。三淵といい本間といい、長らく司法部を離れて いた存在だったから、内藤の意見によるところきわめて大きかったであろう。

青法協裁判官たちの信頼を受けること篤く、自民党右派の圧力により最高 裁入りすることなく名古屋高裁長官をもって公職を去り、のちに母校学習院 長を務める。私は、前掲『日本占領と法制改革』(原典はOppler、Alfred C., LEGAL REFORM IN OCCUPIED JAPAN, Princeton U.P., 1976)の出版に ついて、著者オプラーと親しかった内藤の指導を受け、のちには『法学セミナー』 誌上に「最高裁物語」を連載するについて(のち山本祐司『最高裁物語』上下、 日本評論社1994、さらに講談社文庫1997)、記憶を語ってもらった。余談ながら、 同書の校閲を大塚一男弁護士にお願いしたことなども記憶に残っている。

以下の記述は、幾度にもわたる内藤頼博との対話に触発されたところ少なし としない。

第一節 最高裁事務総局

最高裁判所の大審院との最大の違いは、事務総局を持ったことにある。大審院は最高裁と同じく最終審を担い、最高の裁判所ではあったが、司法省内の一部局であり、人事権も予算編成権も、司法省、具体的に言えば検事上がりの司法官僚に握られていた。裁判官は終身官ではあるが、出世は望めなかったのに対し、検事は司法大臣にもなり枢密院議長にもなり総理大臣にも出世した。両者の宮中席次には天地の違いがあった。検事の下風に立たされていること、それは一部の刑事裁判官にとっては鬱積の種であった。

この節の主題は、「人事仮説」である。しかしそれは裁判所内部の隠微な事柄にとどまる。それを述べる前に、事務総局が判決を通して社会に与えた影響について、一つだけ例を示しておく。「総局」は、官僚組織として、良かれ悪しかれ裁判体としての最高裁判所からは独立した存在なのである。

1970年前後,十年裁判を予期されていた四大公害訴訟(神通川イタイイタイ病,阿賀野川水銀,四日市大気汚染,水俣水銀)が提起されていた。私はこのころ,戒能通孝(当時東京都公害研究所長1908-1975)に導かれて,法律雑誌の誌上で公害訴訟を追いかけていた。阿賀野川水銀訴訟における坂東克彦弁護士らのまとめた疫学的証明論に、光明を見た記憶をもっている。

これらの事件が、1973年に相次いで原告側勝訴で終結したことは、喜びであるとともに意外だった。難攻不落のはずの敵の城があっさり落ちたことに、戸惑いを感じたものである。しかも、進行のもっとも早かったイ病事件をのぞいては控訴もされずに終結したのである。

今にして思えば、いかに優れた弁論を展開しようとも、各地裁の裁判官が、ひとりならずすべての判決において相当因果関係論から疫学的証明論へと証明原則を変更し、挙証責任の転換を結論することなど、ありえないことだった。そこには通常の裁判の論理とは異なった機序が働いていたのである。それは、公害関係裁判官会同を通じての最高裁民事局の「示唆」であった。そのことをわきまえたがゆえに被告企業側も上訴を差し控えたのであろう。

時の民事局長はのちの長官矢口洪一(1920-2006)であった。彼は裁判官離れした能吏であったから、裏では保守党内良識派のだれかと連絡を取り合っていたであろう。巨視的には、「高度経済成長」に対する一定の修正が司法を通じてなされたのだともいえようし、微視的には、財界と保守政党主流派に対する最高裁民事局の勝利ともいえる。私たちの脳裏にある裁判官独立のイメージといささか合致しないが、いずれにせよこの結論が日本の公害政策を先導し、公害後進国から多くの欺瞞(その最たるものは原子力政策であろう)を抱えつつも公害先進国らしきものへの転換をこの国に促したのである(『矢口洪一オーラルヒストリー』政策研究大学院大学2004)。最高裁事務総局は、最高裁判所裁判官会議が決して踏み込もうとしない領域、政策決定機関として機能することもあるのである。

発足時,多くは猟官運動の挙句に就任した最高裁裁判官たちと,改革の意志 に燃える事務総局の面々とは乖離した存在であった。このことについて詳しく 述べる暇はないが、最高裁の発足(1947年8月)が、日本社会党・片山内閣のときであったこと、長官に選任された三淵忠彦が、片山哲と思想的にも近い存在だったこととかかわっている。そういった出生時の構造は、かなりのちまで何らかの形で影響していたのである。

第二節 石田和外、岸盛一そして新刑訴派

最高裁事務総局のメンバーを内藤頼博が三淵忠彦に推挙する選択基準の最大のものは、対象とされる人物・司法官の「人権感覚」であった。そしてそれを測る物差しの一つは(プラスの評価であれマイナスの評価であれ)、旧憲法下で彼らのかかわった判決であったこと、当然である。そのような判決の代表として、帝人(帝国人造絹絲株式会社)事件東京刑事地裁判決をあげることができる。

帝人事件とは、1934年に、台湾銀行(紙幣発行権を持つ国策銀行)管理下の帝人株の売買をめぐって、それが不当に廉価に売却されたのではないかとして、政治家(中島久万吉商工大臣・三土忠造鉄道大臣)、実業家(永野護・河合良成)、台湾銀行頭取(島田茂)、帝人社長(高木復亨)、さらには黒田英雄次官以下の大蔵官僚が、背任や贈収賄容疑で起訴された事件である。

事件の構図がマスコミに取り上げられたのはこの年の1月だが、当時の政・財・官の癒着と実態をめぐって、既成の秩序が大いに批判され、斎藤實内閣が総辞職に追い込まれ、日本社会のファシズム化の流れを加速させた事件でもあった。被告人の多士済々ぶりに加えて、検察官による拷問の数々が明らかにされるなど、戦前最大の疑獄事件とされる。

1937年12月16日の東京刑事地裁第一部判決(藤井五一郎裁判長)は全員無罪を言い渡したが、この裁判部に所属していた石田和外・岸盛一が創設時の最高裁事務総局に入ることになる。

最高裁事務総局において、人事を掌握したのは石田和外(人事課長、のち最

高裁長官1903-1979)であったが、彼を支えたのは、岸盛一(刑事課長、のち最高裁判事1908-1979)を中心とする「新刑訴派」であった(発足時総局に局は存在しなかったから「課長」は「局長」と読み替えてよい)。そして新しい刑事訴訟法は、限界はあれ、反検察イデオロギーの象徴でもあった。

晩年の石田を、同じ町内に居住する関係もあって、何度か訪問したことがあるが、敵手に対し憎悪をむき出しにする姿勢に武道の達人らしからぬものを感じた記憶がある。しかしそこから若き日の石田を推察してはいけないとも思っている。

石田は、帝人事件第一審で、左陪席ながら主任として検察を厳しく批判する 無罪判決を書き上げ、控訴を許さなかった。判決中の「恰も水中に月影を掬せ んとする類」は三鷹事件第一審の「空中楼閣」と並んで、検察の立証を批判す る警句として双璧と言えよう。

帝人事件判決には、被告人の人権を護った判決という側面とは異なった観点 から評価を下すこともできると私は思っているが、いずれにせよ石田和外にも、 人権派の旗手と見られないでもない時代があったのである。

そして、岸盛一は、上の帝人事件に補充判事としてかかわっている。岸は単なるスペアタイヤではなく、事件後の記者会見にも列席している。武闘派の石田は、学究肌の後輩岸を大いに頼りにしたであろう。

のちに岸は事務総長として石田長官を支え,石田また岸に連なる新刑訴派の 面々を重用することになるが、これは帝人事件以来の信頼関係による。

岸は、司法畑切っての刑事訴訟法研究者であり、彼には多くの著作・論文がある。一般向きのものとして、新刑訴制定時の『新刑事訴訟法義解』(法文社1948)や、版を重ねた概説書『刑事訴訟法要義』(廣文堂1961)がある。ある時期岸は早稲田大学で教壇に立っていて、そのポストが横川敏雄東京地裁判事(のち札幌高裁長官)に譲られた記憶がある。学内を行き来する彼らは、心ある学生たちから畏敬の眼を持って眺められていた。

新刑訴派は「人事派閥」として事務総局を牛耳る存在ともなっていたと、矢 口洪一は語っている(前掲『矢口洪一オーラルヒストリー』)。「裁判実務のほ うで中心になった方と、司法行政のほうで中心になった方とがある……新刑 訴派というのは飛ぶ鳥も落とす勢いだった。」「矢崎(憲正)人事局長(在任 1965-70)になって、完全な〈新刑訴体制〉を敷いた。」

彼らが人事にそれなりの影響を与えた、ということは、十分考えられる構図であった。

歴史的事実として、松川事件に関わった二人の下級審裁判長が栄転している(捜査官の出世ぶりはなお顕著――というよりは奇怪――である)が、このこととは機序を別にした人事の伏流があったのではないかというのが、私の仮説である。具体的に語れば、検察の言い分を安易に信用する傾きがある刑事裁判官一般の弱みを知るゆえにこそ、あるいは予審調書に馴れ親しんだ彼らがその代用を検面調書に求める傾きを知るゆえにこそ、「人権派」の裁判官を白鳥事件の裁判体に(せめて一人は)配するといった配慮が、最高裁事務総局を牛耳る「新刑訴派」にあったのではないか、ということである。彼らは行政官僚として、検察の「やり過ぎ」に裁判部が巻き込まれて傷を受けることのないように、組織擁護の奥深い政治性を示しているのではないか、と思うのである。

第三節 三人の裁判官

本節では、前節で示唆した「人事仮説」の実証を試みる。ここでは三人の裁判官を取り上げる。

この仮説は、裁判官異動の「約束事」とも関わっている。

裁判官の人事異動はほとんどの場合、各高裁事務局長の管掌するところだが、 二つの例外があって、ここにあげる三人の裁判官の場合は、まさにそれに当た るということである。例外の第一は、高裁裁判長人事は裁判官配置の根幹であっ て、最高裁人事局が調整・管理する事柄であるということ、例外の第二は、転 所の保障(裁判所法48条)ともからんで、北海道人事はしばしば「往復切符」、 つまり短期間のうちにしかるべき任地に転勤させるという約束の上に、最高裁 人事局が仕切っていた、ということである。北海道への赴任は、ときに「島流 し」であったが、ときには出世のためのジャンピングボードであったこと、官 界共通の常識であった。

1 第一審右陪席服部一雄

白鳥事件第一審の右陪席(おそらく主任)服部一雄は、三鷹事件第一審で、 東京地裁刑事二部の左陪席として鈴木忠五(裁判長)・荒川正三郎(右陪席) 両先輩判事に現行刑訴法の下の裁判運営を学んだ。

三鷹事件第一審判決は、三鷹駅構内における列車暴走を日本共産党の犯罪であるとするGHQ、日本政府、そして検察の筋書きを、「空中楼閣」と規定して完膚無きまでに打ち破ったものとして知られている。竹内景助に対して有罪=無期の判決を下したという過誤はあるにせよ、米軍占領下の1950年に、いくら評価しても評価しきれない判決だった。のちにメーデー事件等多くの無罪判決で名を残す荒川正三郎(のちの名古屋高裁長官)が筆を執り、鈴木忠五が「空中楼閣」の一句のみを挿入したこと、3人の裁判官の間に意見の対立がなかったことは、知られた事実である。

私はたまたま、札幌赴任中の服部判事の単独審判決を二点目にしている。

中林重祐氏(北大OB)を被告とする北大軍事アルバイト事件(威力業務妨害, 無罪) 判決と辛昌錫氏(前出)を被告とする北大軍事アルバイト事件・赤ラン プ事件(威力業務妨害・業務妨害,有罪)判決である(ともに札幌地裁昭和32 年5月8日)。

まず、中林氏の判決の後半部分を紹介する。

「本件を指して北大の『アルバイト事件』と称せられる所以は、北大の学園内においてある種の混乱あえて極言すれば乱闘が行われ世人の注目を集めたためであるが、この混乱は前示学生らの行為をさすものではなく、学生の行為にまぎれてその行動を監視していた数名の私服警察官がそれをもって威力業務妨害と認め、被告人および辛昌錫ら一部の学生をその現行犯人として逮捕しようとし/数刻を出でずして校門外に待機していた制服の警察官が右現場に立ち入り/混乱状態が巻き起こされたものに外ならず

(各証言のほぼ一致するところ) /本件被告人ら学生の行為が過激なものであったと推認することはできない。/本件公訴事実は、犯罪の証明が十分でないばかりでなく、究極において犯罪を構成しないものである。(後略)」(「北大五・一六集会報告集」編集委員会『碧空に梢つらねて』柏艪舎2011)。

単に被告人の犯罪について十分な証明がなされていないというだけでなく,「犯罪」は官憲の手によって作られたものであると指摘するこの判決は,三鷹事件第一審の「空中楼閣」判決を髣髴とさせる。彼は明らかに東京地裁刑事二部の経験から学び,その学びを血肉としているのである。

辛昌錫氏に対する判決は、氏に謄本コピーを頂戴した。その後半は、北大軍事アルバイト事件に関するもので、中林氏に対する判決と事実上同一の無罪判決である。判決の前半は、「赤ランプ事件」に関するもので、赤ランプを振った事実を認めて有罪としている(事実関係について第一章第三節参照)。しかしその量刑は、きわめて軽い(懲役4月未決拘留参入60日執行猶予2年)。服部判事が、被告人に対する思いやりに満ちた裁判官であることが理解できる。実は、辛氏が語るところによれば、辛氏は犯行現場には行っておらず、冤罪であるという。しかし誤判の原因は、被告人が組織の原則に従って完全黙秘を貫き、弁護人が真犯人は当時中国に亡命していて1977年に帰国したK氏であることを知りつつ秘匿したという二点にある。裁判官を責めることはできない。

服部はのちに司法研修所の刑事裁判教官を務め、東京高裁で刑事部長判事を 務める。

2 控訴審裁判長豊川博雅

前節で触れたように、控訴審において木谷の無罪意見がかえりみられなかったことをもって、裁判長右陪席を悪党呼ばわりする気には私はならない。ここで、控訴審裁判長豊川博雅について語っておきたい。

弘前大学医学部教授夫人殺害事件という戦後に起きた事件としてはおそらく 最初の再審無罪事件がある。第一審無罪、控訴審で有罪とされ、上告審でそれ が確定するという経過をたどった事件である。その第一審無罪判決は,実は青森地裁弘前支部時代の豊川によるものであった。以下に事件と裁判の経緯を紹介する。

1949年8月6日夜, 弘前大学医学部教授夫人である被害者は就寝中にのどを刺され殺害された。同月22日, 弘前市警は近隣の那須隆 (25) を殺人容疑で逮捕し、10月24日否認のまま起訴。青森地裁弘前支部豊川裁判長は1951年1月12日, この事件に「証拠不十分」をもって無罪判決を言い渡している。

無罪の決め手は那須のシャツの血痕だった。血痕は押収直後の検査や鑑定の際には「帯灰暗色」であったのに、後日行われた三木・古畑両鑑定の際には「赤褐色」に変わっていた。血痕は時間の経過とともに赤褐色→褐色→灰色と変化していくはずで、その逆ということはあり得ないから、三木・古畑両鑑定のときに付着していた血痕は、押収時のそれと同一のものではない、というのである。古畑種基(1891-1978)は、殺害現場の畳表に付着した血痕と、被告人の着衣に付着していた血痕とは、98.5%の確率で同一人のもの、という鑑定結果を報告しているが、これは、第一審裁判所の求める鑑定事項とは無関係な事項についての「ひとり語り」だった。裁判所は、二つの血痕の血液が同一人のものか、など鑑定を求めていなかったのである。

のちに、古畑鑑定なるものはおしなべてインチキなものと評価されることになるが、当時古畑鑑定は神の如き敬意を寄せられていて、その権威は今日のDNA鑑定に匹敵する。その古畑鑑定に最初に刃をつけたのが、豊川の無罪判決だった。この判決は、官憲による証拠の捏造を前提とする。無罪理由の「証拠不十分」は、検察警察における証拠の「デッチ上げ」を指摘して、それ以外に有罪を認定するに足る証拠が存在しない、というのである。判決は高い評価を与えられるべきであろう。

控訴審(仙台高裁)は、1952年、血痕は「98.5%の確率で被害者のもの」という古畑鑑定を採用し、懲役15年の判決を下す。この判決は1953年の最高裁判決でも維持される。怪しげな確率論に基く鑑定が判決を決するほど古畑の権威は世を蓋っていたのである。

この事件は、真犯人が名乗りでてもなお最初の再審請求は棄却されている。 そして文化勲章・旭日大綬章受賞者古畑が死亡したのちに、「白鳥決定」に触発されて、2度目の再審が開始され、1977年に仙台高裁で無罪が言い渡されるという経過をたどる。

白鳥事件が札幌高裁に係属していた1950年代末の豊川に対する官僚的評価は、殺人事件において控訴審で無罪の判断を覆され、その控訴審判決が最高裁で確認される、そのような「傷物」の判決を下した裁判官、というものであった。その豊川を、高裁の刑事裁判長に抜擢したのは最高裁事務総局である。白鳥事件控訴審の最大のテーマは証拠弾丸の捏造だったから、警察による血痕の捏造を前提に殺人事件で無罪判決を下した豊川をこの任に据えたということは、ただごとではない。事務総局は何事かを見ていたのではないか。

白鳥事件控訴審で彼は、一審の無期を20年に減じている。有罪認定の証拠構造の弱さを認識するゆえの減刑(おかしなことだがありがちなことでもある)であろうが、彼はあきらかに被告人に思いを寄せる裁判官である。

3 控訴審左陪席木谷明

木谷明については第二章第三節で触れている。

木谷はすでにして伝説上の刑事裁判官である。かかわった無罪判決三十余件のうち、一件を除いては検察官の上訴を封じている。検察官が上訴した一件も控訴棄却になっている。彼は名棋士木谷實の次男であり、検察官の上訴を封じる周到な判決文の構成が囲碁の学びと密接な関係があること、自身の語るところである。

木谷はのちに、「事実認定適正化の方策」(『田宮裕博士追悼論集上巻』信山社2001)なる論考を発表している。それを読んだ若い裁判官からの「無罪を言渡した事件で、本当は被告人がやっているかもしれないと考えた事件はどれくらいあるか。やっているかもしれないと考えた場合に、どのように気持ちの整理をつけたのか」との質問に対して、「本当に犯人であったかどうかということについてはまったく悩まない」と答えている(木谷「裁判官生活を振り返っ

て | 判タ1084号. 質問・回答はいずれも大意)。

木谷にとっては、「検察が有罪を証明し尽くしているか」のみが問題であり、 「神のみぞ知る」真相は、問題外だったのである。「無実」と「無罪」の距離は、 彼にあってもっとも遠い。

木谷は東京地裁樋口勝コートの左陪席として刑事裁判官の歩みを始める。樋口はこの職に任ずる直前まで最高裁事務総局刑事局長だった。木谷の刑事裁判官としての類まれな能力と適性は、樋口を通じて最高裁事務総局の認識し得るところであった。木谷が札幌に送られたのは偶然だろうか。木谷は樋口を生涯にわたって師と仰ぎ続けるが、そのことは樋口にとって木谷こそ最大の愛弟子だったということであろう。木谷はこのときの経験から、裁判官人生を通じて左陪席の指導に力を注いだ、とも語っている。

第四節 小 括

先行する二つの公安事件, 三鷹事件と松川事件において, 裁判所は世の中の, 少なくとも識者の信を失っていた。

三鷹事件において、控訴審は、まったく証拠調べをすることなしに、竹内景助の一審の無期を死刑に変更している。これは刑事訴訟法の精神に整合するものではない。それを受けた最高裁は、これまた一度の弁論を開くこともなく、竹内の上告を棄却して死刑を確定している。しかもこの大法廷判決は、八対七の一票差で決したものであった。このような訴訟の進行が条理の上で許されるべきでないことは少数意見が鋭く指摘するところである。この事件以後最高裁判所は判決不利益変更の場合、ないしは死刑事件の場合、被告人側に弁論の機会を与えるように運用を改める。判決は裁判官たちの決するものだが、運用は事務総局刑事局の関わりうる世界である。

松川事件において,第一審の判決言い渡しは,当日になって翌日に延期されている。そして翌日の判決言い渡しは,途中で裁判長長尾信から右陪席有路不二男に交替になり、その有路も途中で朗読が続けられなくなり、壇上で協議し.

協議まとまらず休廷し合議に入る始末だった。

いずれの事件においても、裁判体としての裁判所は、法理によることなく政理による判決を下すことによって、世間に恥をさらしたのである。この恥は、新刑訴を標榜する裁判官僚にとって、我慢できない事柄だったろう。彼らの被告人たちを冤罪から守るといった意識は当然として、むしろみずからの属する組織の名誉もしくは利益のためにこそ、少なくとも世間の耳目を集める事件においては、「新刑訴」を身に着けた裁判官に裁いてもらいたい、と思うのは、官僚(組織)の本能ともいうべきものであろう。

服部・木谷・豊川の三人が白鳥事件にかかわることになったのは偶然だろうか。前車の轍を踏みたくないという事務総局内新刑訴派の配慮が、なにがしあったのではないか。そしてこの配慮は、次章で述べる、「白鳥決定」誕生の経緯と相通ずるものがある。

第四章 白鳥事件と裁判所(下) ---「白鳥決定」への道---

白鳥事件再審特別抗告審を舞台に、最高裁では二つの闘いが闘われた。第一の闘いは、無罪に向けての村上國治と白対協の闘いであり、第二の闘いは、再審の扉を拡げんとする裁判官たちの闘いであった。次元を異にする二つの闘いにおいて、村上と白対協は敗れ、裁判官たちは勝ったのである。

前章第二節において最高裁判所事務総局刑事局長として登場した岸盛一は, 最高裁事務総長・東京高裁長官を経て,最高裁裁判官として第一小法廷におい て白鳥事件にまみえることになる。懲役20年という有罪判決確定後の,村上國 治の再審請求が札幌高裁で棄却され,それに対する抗告が入れられなかった挙 句の特別抗告審である。

特別抗告が申立てられた1971年7月、岸は第一小法廷で最後任の裁判官だっ

た。のちに、そこに縁浅からぬ團藤重光を迎え、「白鳥決定」に向けて共闘を 組むことになるが、團藤の着任は1974年10月、決定のわずか半年前のことにす ぎない。

なお、本章の執筆に関して、ダニエル・フット『裁判と社会』(NTT出版 2006) に教示を受けたことを付記しておく。

第一節 二つの判例評釈——1938年、岸盛一と團藤重光の出会い

岸盛一と團藤重光の出会いの場所として、1938年夏創設の「刑事判例研究会」 を設定しておく。

小野清一郎を会長とするこの研究会は、大審院判例集に登載された全判例を対象に研究報告・討論することを目的とし、月に一度開かれていた。15年ほども先行する末弘厳太郎を中心的な創始者とする「民事判例研究会」を意識しての事業だったであろう。構成員は、研究者・刑事裁判官・検事であり、岸盛一は、石田和外と連れ立って、創設時からのメンバーである。戦前のすべての学会の例に違わず、刑事判例研究会もまた、単一の大学(この場合東京帝国大学)出身者だけの、閉ざされた会であった。

1938年における年齢は、数え年で、石田36歳、岸31歳、團藤26歳である。前年助手から助教授に昇格したばかりの團藤が、帝人事件判決で脚光を浴びた二人の先輩に、丁重に挨拶したであろうこと、想像に難くない。

この研究会で、岸と團藤は多くの評釈を担当している。ここで特記しておくことは、偶然か否かは知らず、二人は、時を置かずして大正刑訴下の再審において「疑わしきは」の原則を適用しなかった大審院判決を批判する報告を行い、評釈を書いているという事実である。

両事件の事実関係について語るべきことは多くない。團藤の事案は県議会議 員選挙、岸の事案は衆議院議員選挙に関してのもので、いずれも選挙法違反事 件であり、選挙買収事件において有罪が確定した被買収者が、(別の事件で金 銭授与行為が存在しないとして)買収者側の無罪が確定したのちに、その無罪 判決謄本を新証拠として再審を請求した、というまったく同じような事案である。そして両事件とも、原審において再審請求申立が棄却決定され、それに対する抗告が大審院になされた。というのである。

大審院は、それぞれの抗告を棄却している。ここでは(ことに刑事三部の決定は、二重否定三重否定の連続であり、悪文の見本であるので)決定原文を引くことを控えて、要約して載せるとともに、それぞれに対する團藤と岸の評釈を紹介する。

1938年10月31日大審院刑事一部決定(刑集17巻18号777頁)

判決の要旨

買収者が……上告審において無罪の判決を受けたことは認められるが、これは公訴事実を肯認するに足る証明が充分なされていなかったからであることもまた右上告審の判決謄本により明白である。然れば則ち前記有罪の判決を為したのもまた無罪の言渡を為したのもいずれも証拠の証明力に対する判事の自由な判断に基くものだから、右無罪の判決があったからといって刑事訴訟法第四百八十五条第六号「有罪の言渡を受けたるものに対し無罪を言渡すべき明確なる証拠を新に発見したる場合」には該当しない。そして他に再審の原由が認められないのだから、本件再審の請求を棄却した原判決は正当である。

團藤重光「九四 刑訴四八五条の解釈」(刑事判例評釈集1巻373頁)

「(大正刑訴第485条=筆者)第六号は、〈無罪を言渡すべき明白なる証拠〉を必要としているのであって、文理論からも、〈無罪たることの明白なる証拠〉は必要でない」「犯罪の証明無きに止まる場合においても無罪を言渡すべきことは刑訴三六二条の明定するところ」(圏点は團藤)である。

ちなみに、大正刑訴485条は現刑訴435条に、大正刑訴362条は現刑訴336条に 相当する。 1939年5月16日大審院刑事三部決定(刑集18巻9号317頁) 判決の要旨

二つの事件が併合審理されていればありえないことが、二つの裁判所でばらばらに裁かれたからこのような結果が生じたのである。この結果について、二つに場合を分けて考えてみる。第一は、判断の材料たる証拠が違った場合であり、第二は同一の証拠に依拠したが判事の心証が異なった、という場合である。第二の場合は自由心証の問題でありどちらが正しいと判断できないから、再審を認めるわけにはいかない(恩赦などで処理するほかない)。しかし第一の場合は、仮に有罪とされた事件に無罪とされた事件の証拠が提示されていれば、それを斟酌して異なった結論が導かれていたかもしれない。だからこの場合には、有罪判決を受けたものが無罪判決を出した裁判の証拠を検討して、自己の無罪を証明する確実な証拠を見つけた場合には、再審を申し立てることができる。しかし無罪判決謄本だけで「無罪を言渡すべき明確なる証拠」というわけにはいかない。本件再審の請求を棄却した原判決は正当である。

岸盛一「三六 投票買収資金の供与者と被供与者との罪責に付相異れる裁判 と再審原由」(刑事判例評釈集2巻375頁)

岸は、大正刑訴第485条第6号の要件たる証拠の〈新規性〉と〈明確性〉に かかわって、以下のように述べている。

新規性に関して

「抗告人等に対する有罪判決確定後に為された前記無罪判決が 、、、、、、 新なる証拠といふを得べきは当然である。」(圏点は岸)

明確性に関して

「〈明確ナル〉とは、絶対的真実に合致すると云ふ意味ではない」「〈疑わしきは被告人の利益に〉という刑事訴訟上の原則はこの場合にも適用されるべきであり」「或事実に付既に有罪判決が確定したにも拘らず其の後之と不可分の関係に在る事実に付無罪の判決が為されそれが確定したやうな場合は、相矛盾する二個の判決が併存すると云ふ、刑事司法の権威を害

して迄敢へて無罪の判決が為されたものであるから……此の一事を以て先 に為された有罪判決の正当性を疑ふに充分であり……明確性を有するもの と考へて差支へないのである。」

(三部決定には一部決定の説明不足を補おうとする意志は感ぜられるものの)大雑把にいえば、二つの判決は、ともに資金供与側の無罪判決が確定したとしても、それをもって資金収受側の無罪の証明とは言い得ない、「無罪を言渡すべき新たな証拠を発見」したことにはならないといっているのである。私は、被告人の無実を証明する証拠というのは、明白なる不在証明と、真犯人の裁判における確定以外にはあり得ず、それ故にも被告人側に要求されることは訴追側証拠に対する弾劾をもって足りるのだと思っているのだが、裁判所の決定は、被告人に無実を証明せよ、といっているように思われる。

そして二つの評釈は、このような場合は再審開始事由に該当する、と言って いるのである。

岸の評釈について、二点、つけ加えたい。

第一点は、岸は、評釈の最後に、さり気なく「極めつけ」を述べているということである。要約すれば、大正刑訴485条第6号〈有罪の言渡を受けたるものに対し無罪を言渡すべき明確なる証拠を新に発見したる場合〉は、旧刑訴(1890年制定の刑訴法)301条に列挙してあった三つの場合を、制限的に解釈されることを恐れて包括したものであることが、大正刑訴の提案理由書に明らかであり、そして旧刑訴301条の列挙の一つは、〈同一の事件に付共犯に非ずして別の刑の言渡を受けたる者あるとき〉であった、という事実を指摘する。

岸の指摘した事実は、これだけで評釈は終わってしまうほどの、反論の余地を全く残さない「決定的判例批判」である。しかし岸は、この事実を付けたりとして述べるにとどめた。「疑わしきは……」の原則に惹きつけて、再審の問題を論じたかったからである。

第二点は、岸は前年の團藤の評釈に、結論において同意しつつも、いささか 〈腹膨るる思ひ〉を持ったが故に、あえて第三部決定に対する評釈を担当した のではないか、ということである。第一部決定に対する團藤の評釈の重点が、 同じ事件に対する美濃部達吉の行政法的観点からの評釈に対する批判におかれ ていて、刑訴の原則に言及すること必ずしも多くなかったからである。

大審院判決を批判する評釈は、大学に籍をおく團藤にとっては何事でもなかろうが、裁判所に籍をおく岸にとってはそれなりの大事業でもあって、ドイツ文献に根拠を求めるなど、力の入ったものになっている。

ちなみに、大審院判例集では、選挙法違反事件が目に付くように思われる。 このことは、上告審まで争える刑事被告人はそうはいなかった、ということの 反射効でもあろうし、政友会・民政党間の選挙ごとの泥仕合を想起させもす る。上告専門弁護士鍛治利一が投票用紙の紙質の規定違反に上告理由を発見し た「美技」(戒能通孝の言) や、刑事弁護士稲本錠之介の生活が選挙違反事件 に依拠するところ大であった事実(稲本洋之助の言)など、若き日に聞き及ん だ事柄はそのことと対応する。

本節で確認すべきことは以下の3点である。

第一は、研究会において報告者の意見に反対があった場合には、その旨評釈に付記されるのが慣例と見られるところ、そのような付記は存在せず、したがってこの結論にあえて反対する者がいなかったらしい、ということである。

第二は、大審院の判示に批判的な判例評釈が他誌上にいくつか見られる一方、 判例に賛意を示す評釈を見ない、ということである。

第三は、「〈疑わしきは被告人の利益に〉の原則は再審にも適用される」という命題は、岸・團藤二人にとって、宿年の課題であったということである。岸にいたっては、前掲『刑事訴訟法要義』で、現刑訴下において同じ趣旨を述べている。

学界からの多くの批判にかかわらず、また司法界内部からの批判にもかかわらず、現行刑訴法の下でも、「再審」は開かずの扉であり続けた。たとえば1950年4月22日の最高裁大法廷決定は、「確定判決を攻撃すべき再審の事由は、

これを明瞭厳格に解釈しなければならない。」と明言している。この大法廷決定から第一小法廷の「白鳥決定」によって再審の扉が少しく開かれるまで、25年の歳月を閲しているのである。この間の再審事件の成果は、死屍累々という言葉が当てはまるほどのものであった。

この時代の諸裁判所の法理を分析すれば、ほぼ以下の三点に帰着する。

- 第一点 新たに発見された証拠とは、裁判所にとって新たであるだけでな く、再審申立人にとっても新たなものでなければならない。
- 第二点 新たな証拠は、(ほかの証拠との総合評価ではなく) それ単独で 再審申立人の有罪を覆すものでなければならない。
- 第三点 明らかな証拠とは、申立人の無罪を推測するに足る高度の蓋然性 を有するものでなければならない。

以下に述べる「白鳥決定」(それを補完する財田川決定の要旨を含めて)を, 上記の三点と対比していただきたい。「白鳥決定」は明らかにこれらの三点を 意識して述べられているのである。

第二節 「白鳥決定」と二つの疑問

白鳥事件村上國治の再審裁判が、札幌高裁での請求棄却決定を経て、最高裁に特別抗告されたのは、1971年7月22日であり、これが棄却決定されたのは、1975年5月20日である。

この決定は、1960年5月31日の、村上を懲役20年とした札幌高裁の判決とそれを是とする最高裁判決が正しいことを、つまり村上が無罪ではないことを確認したが、その要旨には周知のように、きわめて重要な理論が含まれていた。 以下のごとくである。

一 刑訴法435条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」とは、 確定判決における事実認定につき合理的な疑いをいだかせ、その認定を 覆すに足りる盡然性のある証拠をいう。

- 二 刑訴法435条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」であるかどうかは、もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとすれば、はたしてその確定判決においてされたような事実認定に到達したであろうかという観点から、当の証拠と他の全証拠とを総合的に評価して判断すべきである。
- 三 刑訴法435条6号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」であるかどうかの判断に際しても、再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的な疑いを生ぜしめれば足りるという意味において、「疑わしいときは被告人の利益に」という刑事裁判における鉄則が適用される。

まことにもっともな法理であり、論理である。しかし、これが出てくる過程 に関しては、私は以下の二つの疑問を持つのである。

第一の疑問

司法消極主義が語られる最高裁判所で、特別抗告を棄却するについて、この論旨を付するという不可解があえて行われたのはなぜか。

「〈疑わしきは被告人の利益に〉の原則は再審にも適用される」という命題の確認は、再審申立人を勝たせる場合にこそ必要だが、再審申立を退ける場合には不必要だったはずではないか。これを訴訟の構造に即していい直せば、札幌高裁の再審請求棄却決定を肯定するのなら、高裁決定が依拠するところと異なる新たな原則を導入する必要はなかったはずである、ということである。このような場合に判例変更に及ぶことは、判例の安定性を損なうものではないか、と思うのである。

第二の疑問

裁判所法第10条は、「法令の解釈適用について、意見が前に最高裁判所のした裁判に反するとき」は「小法廷では裁判をすることができない」と規定している。「白鳥決定」は本来なら大法廷で決せられるべき判例変更ではないのか、

それを第一小法廷で為すことは、この法律に違反しているように思われるので ある。

第一小法廷の決定は「原決定……の真意が申立人に無罪の立証責任を負担させる趣旨のものでないことは、その説示全体に照らし明らか」であるから「原決定の判断は、その結論において正当」であるというのみである。しかし果たして、札幌高裁の決定は「申立人に無罪の立証責任を負担させる趣旨のものでない」と言いうるであろうか。仮にそうだとしても、札幌高裁が従ったそれまでの厳しい再審基準と、「白鳥決定」によって示された新しい基準とでは、明白に違うものになっているのではないか。

要するに決定は、「判例変更には当たらない」から第一小法廷で裁判することができると、論証なしに強弁しているのではないか。

のちに述べるように、「白鳥決定」以後、それまではありえなかった多くの 再審開始決定と再審無罪判決が集中的に現出するが、この事実は「白鳥決定」 がそれまでの判例を変更するものであったことの、法社会学的証明であると思 うのだが。

第三節 クー・デタとしての「白鳥決定」

二つの疑問に関しての、私なりの推理を述べたいと思う。この推理は、判決を下すのは最高裁裁判官だが、彼らの配置については事務総局の発言する余地があることを前提にしている。そして私の意識の底に在るのは、事務総局を牛耳る新刑訴派の存在である。

以下は、私の推測する彼ら、すなわち「新刑訴派」の認識と思惑である。

──適当な機会に、「〈疑わしきは被告人の利益に〉の原則は再審にも適用される」という原則を樹立しなければならない。この正義はなんとしても実現したい。疑問とされる最終判決は幾つもあって、これらを正すことは、無辜を救うことは、ぜひとも必要である。

白鳥事件の再審申立が、いずれ特別抗告の形で最高裁に上がってくるこ

とは十分推測できる。この事件は、慣行から言って、上告を棄却した第一小法廷が担当することになる。我ら新刑訴派の総帥岸盛一の最高裁入りは動かせない事実として、岸は第一小法廷に所属させることにしよう。おそらく、(白鳥事件にかぎらず) 再審事件にかかわることは、岸自身の宿望でもあろう。——

ここまでが彼らの第一段の読みである。

岸は、偶然か思惑通りかは知らず第一小法廷に所属し、白鳥事件再審の特別 抗告審は当時の慣行に従って第一小法廷に係属した。

そして團藤重光の最高裁入り人事が動き始めたところから、彼らの第二段の 読みが始まる。

一團藤重光が他の小法廷に所属することになれば、第一小法廷に所属する岸以外の刑事裁判の専門家は、検察官(出身者枠2名)のいずれかということになる。検察官出身の最高裁裁判官は、二つの理由で第一小法廷がこの原則を(たとえ傍論としてでも)付することに反対する。第一の理由は、原審の結論を維持する棄却決定に新たな原則を持ち込むことは判例の安定性に反するという理由である。第二の理由は、「白鳥決定」は判例変更にあたり、したがって第一小法廷では裁判できない、との主張である。第二の理由を入れて大法廷に回付すれば、特別抗告を棄却する決定とともに「白鳥決定」の法理を述べることは困難になるだろうし、そもそも大法廷に回付した上での棄却決定は無様であり、法廷の美学にも反する。「白鳥決定」を判例変更に当たらないことにして、ことを第一小法廷で決着させるために為すべきことは、團藤を第一小法廷に迎えることである。

團藤を第一小法廷に迎えれば、検察官出身者の第一小法廷配属は、自動的に阻止できる。そこで、岸・團藤という刑訴法の権威二人が声を揃えて「〈疑わしきは被告人の利益に〉の原則は再審にも適用される」なる原則を主張すれば、刑事の専門家でない他の三人の裁判官が反論を述べることはほとんど不可能であろう。ましてや、決定は抗告を棄却するものになろうから、他の三人の裁判官は安心して成り行きに従うであろう。しかも、

担当最高裁調査官は、わが新刑訴派の同志である。

かくて、「確定判決の重さ」に根を置く従来の判例の流れをくつがえして、「〈疑わしきは被告人の利益に〉の原則は再審においても適用される」とする新しい判例の流れが、ここ第一小法廷で生まれることになる。――私には、これは周到に企てられたクー・デタのように思えてならない。裁判官きっての権威岸と学界の権威團藤が、いずれがシテを演じいずれがワキを演じるかは知らず、息のあった舞台を演ずることになったのである。しかもこの裁判の裁判長は、岸上康夫である。彼は最高裁裁判官として岸の後任であるだ

裁判の裁判長は、岸上康夫である。彼は最高裁裁判官として岸の後任であるだけでなく、下級審裁判官時代の序列も岸の後任であった。岸上は民事畑の出身であり、裁判にあたっては、当然岸の息のかかった最高裁調査官の助けを借りることになる。

芸の細かさを感じるところである。

岸個人はそのような寝技を苦手とする学究肌の裁判官であるが、それが派閥としての新刑訴派の意思ないし力学だったとすれば、積年の思いと正義に叶う道であるとの確信にも支えられて、神輿として担がれもしたであろう。

團藤とて、任官してまだ半年の新米最高裁裁判官として、みずからの学説を 日本の裁判所に根付かせることに、喜びを感じたであろうが、以下のような事情も考えられる。事件の担当最高裁調査官には、あるいは團藤の教え子がいたかもしれないし、そうでなくとも、調査官たちは、團藤の何訂版かの『新刑事訴訟法綱要』(創文社)を座右に司法試験に向き合い、また彼のより専門的な論稿に日々導かれて実務をこなしてきたであろう。ある時点からは、團藤の着任に合わせて「調査官報告書」を小法廷に上申する、といったスケジュールが、事務総局と調査官との暗黙の了解事項になっていたとしても不思議ではない。

のち、團藤は、最高裁裁判官退官直後の1984年1月、一橋大学における講演のなかで、「自分の意見が十分通って、全幅的に私の思った通りになった例」として、この決定をあげている(法学セミナー増刊『現代の裁判』日本評論社1984)。團藤が斯く述べるについては、思考のひだをも含めて、團藤の思いが担当調査官に伝わる非公式の機序が存在したに違いない。

上の講演で、團藤は、棄却の結論については、「疑惑が証拠関係と結びついて来ないので、新しい標準によっても再審開始は無理」とも語っている。「疑惑」とは証拠物たる弾丸が偽造されたものであることを意味し、「証拠関係」とは多くの証言と幌見峠で発見された手製手榴弾の破片を意味する。「再審開始は無理」との結論は、確定判決にかかわった多くの裁判官たちの認識と同一である。専門家にとっては、多くの人証と物証としての手榴弾片は、偽造弾丸という否定的物証を抑えて、有罪の心証を与えるものだった。

ことは、そのように運び、「白鳥決定」という正義は、奇妙な経路を辿って 立ち現れたのである。あるいは白鳥事件の特別抗告審は、事件とは無関係な「白 鳥決定」のダシに使われたのかもしれない。

「白鳥事件をめぐる裁判は、共産党側と官憲側の主張の相打ちに終わった」 (和多田進「解説」山田清三郎『白鳥事件』新風舎文庫2005所収)、つまり村 上有罪という官憲側の勝利と「白鳥決定」という弁護側勝利の相打ちとする評 価があるが、「白鳥決定」は、ある司法官の40年を超える闘いの勝利でもあっ たのである。

第四節 白鳥は財田川からはばたく

しかし、この「白鳥決定」は、第二節で述べた「第一の疑問」ともかかわって、大きな限界を抱えていた。第一小法廷決定は、申立人側から提示された新証拠は、「新規性と明確性」を欠くと明言しているが、しからばどんな証拠なら「新規性と明確性」を備えているかを示さない限り、新基準の射程は不明確ということになる。再審申立人が勝利するケース、「再審無罪」を経過してはじめて、この命題の射程が確認できるのである。

その役割を担ったのが、いわゆる財田川事件再審開始決定(1976年10月12日 刑集30巻9号1673頁)である。

この決定は、冒頭で、以下のように述べる。

「申立人(弁護人)の申立ての趣旨は……すべて刑訴法四三三条の抗告 適法の理由にあたらない。しかしながら、所論にかんがみ職権をもつて調 査すると、後に詳述する理由によつて、原決定及び原原決定は、同法四一 一条一号により取消しを免れない。」

この決定の原決定・原原決定に対する厳しさは、小気味良いほどである。

財田川事件もまた、偶然か僥倖かはたまた謀略によるかは知らず、第一小法廷に係属した。そしてこの事件では岸が裁判長を務めている。この決定の、再審請求人側弁護士に対する厳しい評価とそれを乗り越えての職権発動、さらには原審に対するたたみかけるような批判は、すでに触れた帝人事件一審判決の検事に対する批判をも想起させる。これは疑いようもなく岸の手になる決定である。第一小法廷は、あるいは岸は、一年強をかけて、「白鳥決定」を説得力あるもの、疑問なきものに仕上げたのであった。

陪席の團藤もまた、同じ自覚を持っていたであろう。

同決定は、以下のように述べる。

「刑訴法四三五条六号にいう〈無罪を言い渡すべき明らかな証拠〉であるかどうかの判断にあたっては、確定判決が認定した犯罪事実の不存在が確実であるとの心証を得ることを必要とするものではなく、確定判決における事実認定の正当性についての疑いが合理的な理由に基づくものであるかどうかを判断すれば足りる。」

この決定の特記すべき点は、上記判示を前提に、再審申立人の「自白」に矛盾があるとする「三つの疑問と五つの留意点」を指摘して、いかなる決定・判決を書くべきかを明示して下級審に差し戻しているところにある。

この具体的な疑問と留意点の提示によって,「白鳥決定」の射程が明確化されたのであった。白鳥は財田川の水面からはばたいたのである。

かくして「白鳥決定」は、理論であるだけでなく、再審を裁くことになる下 級審裁判官たちの準則ともなった。「白鳥決定」が、岸盛一の手によって理論 的にも司法的にも完結したという事実は、象徴的ですらある。下級審裁判官たちは、弘前大学教授夫人殺害事件・米谷事件・免田事件などにおいて、安心して再審無罪を言い渡し、多くの無辜が救われたのである。それにしても、第一小法廷の決定を受けた財田川事件原原審たる高松地裁ののんびりぶりは驚くほどである。再審開始決定は1979年、無罪判決が出たのが1984年である。

下級裁判所が安心して画期的な判決を出せるように最高裁判所が下ごしらえをするというこの構図は、前章第一節で述べた四大公害裁判をめぐってのそれと整合する。この二つのプロジェクトに共通するのは、地方の第1審裁判所の裁判官の法的能力に対する、厳しい認識と評価である。元最高裁長官として、あるいは人事局長として、矢口洪一はそのことをまったく隠そうとしない(前掲『矢口洪一オーラルヒストリー』)。

新刑訴派には、四大公害事件をめぐっての民事局の成果と世評に対する対抗 心があったかもしれない。あるいは民事局長から人事局長に横滑りするという 想定外の事態から5年になろうとする矢口洪一個人に対する対抗心もあったか もしれない。

新刑訴派は人事派閥としては矢口体制のもとで力を失っていくが、学閥としては今日もなお多くの第一線裁判官のなかに流れ続けている。

第三章・第四章の2章をもって、1937年の「帝人事件」判決に始まる「白鳥 決定」に向けての長い道のりを語り終えた。

2013年10月16日,名張毒ぶどう酒事件奥西勝死刑囚の第7次再審特別抗告棄却決定(最高裁第一小法廷)を目にしている。私はこの事件についてほとんど何も知らないのだが,白鳥決定に対する一つの逆風であることは確かであろう。白鳥決定の先例が及ばない理由の追及はもとより必要であろうが,私には上に述べた白鳥決定の「クー・デタ性」が,つまりその判例変更が大法廷ではなく第一小法廷でなされたということが,先例拘束性の弱さとなって現れているのではないかとも思えるのである。

第五章 白鳥事件の底にあるもの

第一節 警察機構に見る諸矛盾

1 特高の系譜

戦前、権力は組織の垣根を取り払って「治安」に向き合っていた。以下は著名な思想検事であった戸澤重雄と、これまた著名な思想判事であった宮城實の三・一五(1928年3月15日の日本共産党に対する大弾圧)検挙後の述懐である(上田誠吉『ある内務官僚の軌跡』大月書店1980による)。

「現存政権を擁護しようとする判事・検事・司法警察官・刑務所・軍隊等総ての機関は、相互の間に最も密接なる連絡と協調の上に、一つひとつのチームとして活動しなければならない」(戸澤)

「敵の陣営と味方の陣営は全くわかれる。だから此の如き事件をやるに付ては、刑務所・裁判所・検事局・警視庁、皆一面に国家権力を発動してこれに当たる」(宮城)

現憲法下,こんな乱暴なことはできようはずはないが,朝鮮戦争のさなか, 国警と市警,そして検察が全情報を集中して協力して治安維持にあたることは できたであろう。

ところで戦前、特高部はいかに情報を集約していたか。情報の中核は、共産党幹部の動きであり、それは多く、S (スパイ)によっていた。このことに関して、「(警視庁)特高課内でだって、自分と関係のある S の氏名はお互い漏しません。課長はカネを出しますから、課内の各人のそれを一応は知っていますがね」(宮下弘ほか『特高の回想』田畑書店1978)なる証言がある。「どのような内偵線を持っているかは、特高警察官の〈財産〉なのであって、そこから得られた情報はもちろん上層部に報告されるが、内偵線そのものは明らかにされない」(江橋崇「昭和期の特高警察」『季刊現代史』7号)のである。(警視庁)特高課長は内務官僚として、知事さらにはその上を目指して数年にして去っていき、情報は現場にとどまる。キャリアには、買収やら拷問やらといった汚れ仕事は担わせないという特高警察の二重構造とも関連した知恵でもある。

つまり特高警察には、一次情報をめぐってのデータバンクは存在せず、情報は捜査官個々人の脳裏に分散保存されるのみであり、上司への報告というライン――それも資金支出を必要とする限度での――によって政策決定機関に結びつくという。きわめて脆弱な情報システムに頼っていた。

このような構造から戦後の特高課解体の過程で多くのノウハウが失われたで あろうこと、白鳥事件を考える場合の一つの鍵となる。

2 国警の場合

事件当時、GHQの指導によって、日本の警察は国家地方警察(国警)と自治体警察(市警)の二つに分割されていたが、両者は決して仲のよい関係ではなかった。

国家地方警察・自治体警察の分割にあたって、「治安維持」についての配慮に欠けるものがあったかもしれない。戦後民主化の衝撃に、そのような配慮に考え及ばなかったということである。公安警察組織の修復(元特高警察官の復帰)は1950年朝鮮戦争勃発の前後といわれるが、それは当然、国警を軸に行われた。公安情報なるものは、国家的規模で、一点集中的に集約しなければならないという。事柄の本質に根ざす。

国警北海道方面隊は、村上國治直属のレポ(reporter = 幹部直属の連絡員) 山本昭二 (組織名音川)、矢内鷹雄など、多くの内通者を通じて情報を入手していて、その情報は東京の国警本部にとってもそれなりに意味のあるものだったであろう。

しかし、情報の高い価値ゆえに、事件後国警北海道方面隊警備部長は国警本部長賞を授与され、国警本部に栄転したとの評価があるが(追平雍嘉『白鳥事件』日本週報社1959)、いかがなものであろうか。私には、日本共産党から貴重な情報が流出するのは、白鳥警部殺害という暴挙によって組織が民心の支持を失い、構成員の多くが敗北感に打ちのめされ、上部に対する信頼を喪失してからのように思われる。警備部長の人事についても、キャリア官僚が北海道赴任後中央に復帰するのは常態でしかないし、国警本部長賞の授与にしても、あ

れだけの大事件ののちにはそれくらいのことをしなければ、内部の士気のため にもまた検察庁に対する対抗心からも、組織が持たないゆえだと思える。

いずれにせよ、先ほどの宮下弘の証言に基づいて語れば、国警北海道方面隊 には公安情報のための予算措置が講じられていて、「金を出す課長」(警備部長) がいたのである。

3 市警と白鳥の場合

他方市警はどうだったか。市警は、公安情報を集約すべき上部機構を持たないから、予算が回ってこようはずもない。ことに札幌市警の財政の逼迫ぶりは、 年末には機能不全になるほどのものであった。以下は推測だが、正鵠を大きく 外していないと思っている。

白鳥警部の前身について語る書籍は少ない。市警情報によって書かれたと思われる個所が多い前掲『白鳥事件』(追平著)ですら、あからさまに記すことを避けて、「ハルビン学院の委託学生としてロシア語を学び、左翼運動の弾圧を目的とする特高活動に携わっていたことは間違いないようである」と記すにとどまるが、北海道の地で、この経歴は、ソ連を意識しての外事課がらみであるう。

白鳥警部は予算請求ができるものなら、みずからの活動の概要を上司に報告したであろうが、彼は活動資金をみずから稼ぎ出さなければならず、それはしばしば、「バー・シロー」等の彼の怪しげな行動範囲につながる。白鳥警部は情報の共有を図ることなく自分一人のものとして秘匿していたと語られているが、それは特高警察官としてのDNAに従ったものだったというだけでなく、公安予算を欠くという市警の財務の問題であり、それゆえ彼の情報収集が違法な資金源によるもので報告できなかった、ということでもあり、また報告すべき上司を持たないという、市警の組織の問題でもあったろう。

特高警官の生きがいは、みずからの入手した情報を上部に伝え、それに基づいて上部が左翼組織に痛撃を加えることであったであろうが、政治性に乏しい自治体警察という組織のなかで、彼は一人突出せざるを得ず、個人として「特

高」の匂いをことさら振りまくことにもなった。左翼組織から「標的」と目されるに至るゆえんである。

1952年初頭の北海道に筆を戻せば、共産党関係の小さな暴力的行動は日常的だったし、警官が袋叩きに合う事件も起きていた。脅迫ビラ等によって名指しで糾弾されていたから、白鳥警部が標的視されていることは、少なくとも国警は認識していただろう。三・一五等の戦前の全国的事件の地方における逮捕が中央からの情報と指令によったように、国警北海道方面隊には、現地情報のほか、全国的な情報、例えば中核自衛隊情報がもたらされ、蓄積されていた。しかし、国警北海道方面隊は、それらの情報を市警と共有することはなかったのである。否、むしろそのような機密を市警に伝えることを禁止されていたかもしれない。もし、国警の保持している情報に白鳥が接していれば、彼自身、身辺に注意を払ったであろう。

特高警察の解体に始まる国警・市警の分裂と非協力, 市警における公安予算の欠如, 白鳥警部の特高的行動原理と突出, これらの諸矛盾が権力の側における与件として挙げ得るのである。

第二節 日本共産党の事情

1 軍事方針なるもの

日本共産党の側はいかがだったか。四全協・五全協を通じて提示された軍事方針は、組織ないしその一部の極左冒険主義的偏向である、との批判ないし自己批判が存在することを承知している。私は党史の森に足を踏み入れる能力も気力も持たないが、なおかつ「罪」を日本の組織が自認することに、違和感を覚える。

各国共産党にとってもっとも大切なことは、世界における社会主義勢力の勝利、国際主義であった。1943年5月のコミンテルン解散決議後も、諸国の組織が先輩たるソ連(アジアでは中国も)の組織の指導を受けることは当然だとい

う文化の中に私たちはいた。そのことはマーシャル・プラン実施を前にしての フランス共産党書記長モーリス・トレーズの「もしソ連とフランスが戦うこと になれば、私はソ連の側に立って戦う」との発言が示している。

私たちは声高らかに「インターナショナル」を歌っていた。その「インターナショナル」は、1943年まで、ソ連の国歌であった。ソ連とコミンテルンは一体であり、コミンテルンの解散などありえぬことで、これは一日も早く対ナチスの西部戦線を構成して欲しいという当時のソ連の悲痛な叫び、あるいはチャーチルとルーズベルトへの迎合であり、もちろんまやかしだと思っていた。敵を騙すことは悪いことではない。

金日成の南進を承認したスターリンと、それに同意した毛澤東の意を受けて (この事実はソ連崩壊後のクレムリン文書の公開によって公知の事実といって いい)、ソ連・中国が、米軍の兵站補給地日本の内部撹乱を志すのは当然であり、 それ故のコミンフォルム機関誌上における評論「日本の情勢について」(1950 年1月6日)であったろう。所感派と国際派の激しい争いの挙句究極において 日本の組織が全党あげてこの評論に従うことになるという事実は、この評論が 国際共産主義運動指導部からの強い要請であったことを意味している。

しかし、その要請が、コミンフォルムの機関誌上の評論の形で為されたことは、ソ連の党と日本の党の間には上命下服のルートが存在しなかったことをも意味し、日本の党内の戸惑い・混乱と合わせ考えると、興味深いものがある。いずれにせよ、コミンフォルムの要請に応ずることは、日本の共産主義者の義務であるだけでなく、国際連帯の正しいあり方でもあった。

朝鮮戦争開戦後は、日本共産党の中心は、挙げて北京に亡命し、多くの党員とともに世話をかけており、その中国は、朝鮮戦争への参戦によって、日々多くの出血を為し、毛澤東の子息毛岸英まで戦死しているのである。中国の組織の国際連帯に対して、日本の組織も国際連帯をもって応えなければならないから、日本共産党に軍事方針以外の身の処し方があったとは思えない。

私たちは、山村工作隊のリアリティに戸惑いつつ、むしろナチス統治下フランスの(都市型)レジスタンスを描いたルネ・クレマンの名作『鉄路の闘い』

の感動に突き動かされていたから、そのような闘いに命を捧げようと思っていた。

そしてそこには、日本共産党が軍事方針を採らざるをえない内在的必然が介 在していた。

在日朝鮮人の共産主義者は、1931年以来「民族的分限を超越して労働階級としての共同の運動と共同の使命を自覚」してきた。その延長で、戦後日本共産党は、出発時から朝鮮人との二人三脚的関係を保持してきた。1945年10月10日のGHQ指令による政治犯釈放すらも、在日朝鮮人の働きかけあって初めて可能だったことが、最近の研究で明らかになっている(井上學「1945年10月10日〈政治犯釈放〉」三田学会雑誌105巻 4 号2013)。また、1945年12月の日本共産党再建時の党員構成は、180人中100人が朝鮮人であったとの公安筋の情報がある(坪井豊吉『在日同胞の動き――在日韓国人(朝鮮)関連資料』自由生活社1975)。

在日朝鮮人にとっては、朝鮮戦争はみずからの戦いであり、日本の地で後方 撹乱に励むのは、祖国に対する責任でもあった。しかも彼らは日本共産党に所 属していたから、日本共産党は組織の統一を保持するためにも、軍事方針に舵 を切らなければならなかった。

四全協・五全教によって遅ればせながら提示された日本共産党の軍事方針なるものは、日本の組織の「極左冒険主義的誤り」ではなくて、朝鮮戦争を契機とするソ中共産党の政策の反映であった。のちに、この時期の軍事政策は日本共産党の自己批判とともに幕を閉じることになるが、この結末は、軍事路線を強要したソ連および中国共産党にかわって、日本の組織が「泥」をかぶった、ということだったと考えている。ヤクザの組織と同様の「身代わり冤罪」だったのではないか。そのことを示す傍証はいくつかあるが、この問題に深入りする気はない。

私のかすかな記憶によれば、第一章第一節で触れた1954年10月の中国紅十字 会李徳全一行の訪日時に、お目付け役の副団長廖承志は母校早稲田大学で講演 し、「中国は以後日本の内政に関与しない」、という趣旨を述べている。これは、 中国の党が、日本共産党の軍事方針からの離脱、翌年夏の六全協にお墨付きを与えたものだったと思っている。余談ながら李徳全と廖承志は朝鮮戦争さなか(米空軍が朝鮮北部及び中国東北地方にコレラ菌ペスト菌に感染した昆虫をばらまいたという)「米帝国主義細菌戦罪行調査団」(1951年3月)(和田春樹『朝鮮戦争全史』岩波書店2002)以来のコンビである。

ここで確認したいことは、この時期の軍事方針は、標榜するところとは異なって、日本の革命のためのものではなく、朝鮮戦争に規定されてのものだったということである。少なくとも朝鮮戦争勃発後は、組織の幹部たるもの、コミンフォルム評論の含意、すなわちこの時期の軍事方針が朝鮮戦争(休戦交渉の駆け引きを含めて)を見据えてのものであることを、理解するべきであった。

北海道に限定して考えても、この時期の党の活動の多くは、朝鮮戦争を意識 してのものだったことを確認できる。

米軍基地内における建設工事への協力を阻止する、北大の「軍事アルバイト 闘争 | (1951年10月13日、第三章第三節参照) はまさにそのようなものであった。

失敗に終わったとはいえ、大村収容所を経由して韓国へ送還され処刑が待っている高充京氏の車中奪還(11月19日)計画も、朝鮮戦争に直結するものだった。同胞でもある辛昌錫氏の記憶によれば、計画は列車が北大農学部裏、辛氏の居住する秋田寮裏にさしかかったときに、札幌駅で乗車した同志2名が麻酔薬(クロロホルム?)を浸した脱脂綿で護送者の口と鼻を覆い気絶させ、高允京氏ともども飛び降りるというもので、失敗の原因は、旭川で高允京氏の乗車を確認し打電した電報の配達が列車の札幌駅通過後であったため、という。高充京氏奪還に関しては白鳥事件の法廷で何人かの証言があり、語ることは少しづつ違っているが、辛氏の記憶は、当時の民族対策部の責任者佐藤直道の供述に近いように思われる。

3回にわたって試みられた米軍への石炭供給阻止を主目的とする「赤ランプ事件」(12月5,10,19日,第一章第三節参照)もそのようなものと理解できる。「軍需列車を10分遅らすと、うちの同胞1000人の命が助かる」(西村秀樹『大

阪で闘った朝鮮戦争』岩波書店2004)という、朝鮮側の認識が存在した。

2 村上國治の「逸脱」

ところが12月末から、個人に対する脅迫葉書の作成送付などに、中核自衛隊が使われる。北海道におけるこれ以降の軍事活動は、軍事方針の基礎となる主体的目的意識(朝鮮半島への関与)を欠くものだった。そしてその到達点として、白鳥事件が発生する。もちろん武器の入手等の準備行動は、11月中旬ころから始まっていた。

日本中どこでも、組織の大きな行動には、朝鮮人民族組織の助力が常にあった。それが白鳥事件に限っては、彼らの協力は皆無である。これは、白鳥警部射殺が朝鮮戦争への関与という主目的から逸脱するものであることを、村上が本能的に感じていたゆえの「遠慮」ではなかったのか。

12月中旬以降の北海道における組織の諸活動で、朝鮮戦争に影響を与えると考えられるものは存在しない。これらの行動は、目標の逸脱といってよい。私は、この逸脱の影には、白鳥警部への憎悪があったと思っている。そしてその憎悪を呼び覚ましたものは、彼の具体的な行動だけではなく、「特高」の匂いでもあったのではないか。治安維持法による獄死者の数は俗に3000人と言われているが、「特高」の匂いは、この組織の戦前から引き継いだ本能を強烈に刺激した。しかし、この憎悪を「軍事行動」とも言えぬ個人テロに結びつけたのは、村上國治という個人であった。留萌から札幌に出てきて、北大細胞まで傘下に収めた村上は、明らかにはしゃいでいた。先述の高充京氏奪還計画にしても、村上と高とは先日まで同僚だったから(村上留萌委員長、高アカハタ留萌支局長)、村上の個人的なはしゃぎ(極左冒険主義というべきなのかもしれないが)の要素が大きいように思われる。私自身はしゃぎの記憶を持つから、彼のはしゃぎには同情を寄せる。

岡林辰雄が村上國治の政治責任に言及したことを第一章第三節で述べた。政 治責任という言葉にはいくつかの含意があるが、その最大のものは、党の、否 国際連帯の目的に反して軍事組織を運用することによって多大な損害を組織に 与えたことに対するそれであろう。村上は、その責任、罪の重さを、おそらく 事件後大きな間を置かずに認識し、反省していたであろう。

北大の学生たちがなぜ村上の暴走に盲従したか。それは彼等の組織が党組織ではなく軍事組織であったからである。みずからのうちにおける批判の回路を遮断すること、これが中核自衛隊に所属する者の第一の心がまえであったこと、身を以て確認している。党の組織が軍隊のそれに倣って構成されたこと周知の事実ではあろうが、なお党と隊とでは違うのである。これは、この事件の異常性を理解するための鍵である。

事件は歴史の流れの中で起きた。しかし、白鳥と村上という二人の巡りあいの中で、矛盾と逸脱の交点で発生したのである。

第三節 白対協に見る政治と愛と

階級政党にとって、敵を欺くことは悪いことではない。しかし敵を欺くためには市民一般を欺かなければならなかった。このことは、権力側が階級的冤罪事件を仕立てるときに、マスコミによって市民一般を欺くことから始めたことの「鏡像」でもある。善かれ悪しかれ、それが「民主主義社会」というものである。三鷹事件竹内景助の冤罪をめぐる再審裁判を闘うについて、白鳥事件は私にとって踏み絵であり、白鳥事件について語らないと前に進めないと感じることがあるのは、この「鏡像」の関係を意識するからである。ダブルスタンダードは好まない。

白鳥事件には、裁判の場で黒白を争う本来の事件と区別して、白鳥事件対策協議会(白対協)を中心とする法廷外の運動が存在した。白対協の運動は、その名称と同様に、松川事件対策協議会(松対協)のそれに倣ったものだが、松対協の運動が政治性を排することから始まったのに対して、白対協のそれは最初から政治に指導されていた。個々の活動家の自発的献身にもかかわらず、白対協の運動は、種々の形での政治的入力——著述家の作品、弁護士の弁論と発

言、機関紙によるキャンペーン等――の助けなしには、持続不能だった。

松川事件には、画期ともなった『真実は壁を透して』(月曜書房1951)という書籍があるが、壁を設けて真実を隠し通す白鳥の運動は、松川の運動を貶めるものにほかならない。白対協は、松対協の正義を盗用して身にまとったゆえに、ある種の高揚を示すことができたのだが、廣津和郎が白鳥事件にかかわることを峻拒したのは、そのことを察知したからでもあろう。

戦場において、部隊の一部が目標を逸脱したり突出したりすることは、ありがちのことである。そして、そのような部隊が敵の集中砲火を浴びた場合に、その突出が統制に反するものであったとしても、それを見殺しにすることなく周辺の部隊が救出に努めることも、当然のことである。私は白対協の運動、弁護団の行動を、そのようなものとも理解する。もちろんそれは、組織の全身を守るための行動、自己保存のための、「打算」もしくは「政治」である。しかし同時に、そのような行動はしばしば、突出したもの、敵の砲火を浴びている部隊に近い人々の「愛」を起点とする。

打算と愛と。1955年以降、組織が武装闘争放棄へと進路を変える過程で、この運動に、矛盾と摩擦が集中的に表れざるを得なかった事情を理解する。

第四節 無数の不幸に向きあう

白鳥事件は、かかわったすべての真面目な男女に、不幸を強いてきた。それらの不幸を確認しておかなければならない。不幸の内に世を去った先人たちの魂は鎮めなければならないし、また、遠くない将来この世と別れを告げることになるかつての青年たちの心に、生あるうちに安らぎを与えなければならない。私たちにできることは、それだけだとも思っている。

1 社会から抹殺された元党員の不幸

事実を記憶のままに語った何人かの元党員は,「ユダ」と罵られ, 社会に居場所を失った。しかもなお、罵った側に一定の「正当性」があったことも事実

である。党員は、党内の秘密を、あるいは党に不利益をもたらす事実を、死に 至るまで守秘し続けるものとされていて、それは入党にあたっての誓約事項 だった。

部隊からの脱走は、戦場においては死に値する犯罪であった。党の規定した 事実に反する真実を述べるものは、階級の敵、裏切者であった。プロレタリアートの大義に比べれば、事実の附合にすぎないちっぽけな真実など、とるに足りない事柄だった。そういった「正当性」の上に、人は安んじて真実を語ったものに攻撃を加えた。多くの被害者はそのことをわきまえているがゆえに、反撃することなく非難を甘受した。いかなる時点までこのような加害行為に「正当性」があったのか、その「正当性」はいかなる時点で失われたのか、私はその分節点を知らない。

2 口封じのために中国に送られた10名の不幸

私は一定の条件のもとでの、組織防衛のための「中国送り」を非難するわけではない。条件が改まったときに、彼らの帰国について真摯な対応がなされたかを問うのみである。

彼らは、組織にとって都合の悪い存在だったから、放置された。彼らの大部分が帰国できたのは、中日両共産党の不和、手切れという偶然からであった。彼らは中国の粟を喰んで生きてきて、二つの国の党の対立の中で中国の側に身を寄せ、それゆえ日本の組織から排除された。2012年3月14日、最後の生存者鶴田倫也が死んだ。「革命公墓に入ると骨を調べられる。DNA鑑定もできないように海に流せ」。これが彼の遺言だったという(後藤篤志『亡命者』筑摩書房2013)。中国に残留せざるを得なかった実行犯の3人は、死に至るまで組織の秘密を守ったのである。組織の対応は彼らの誠実に見合うものだったろうか。

3 偽りの生を演じ続けた村上國治の不幸

冤罪救済運動にかかわって思うことの一つは, 冤罪者の前歴の汚点や人格の 危うさ,彼等の弱さを乗り越えるところからことは始まる, ということである。 それに引き換えて、「白対協」の運動は、村上國治の共産主義者としての完璧な人格を前提にしていた。ここに悲劇の始まりがあったのではないか。

村上國治は、白対協運動の中で英雄を演じ続けることを義務付けられた。事件直後から自己の罪と責任を認識していた彼にとって、この演技は刑罰であり、針のむしろだった。

1985年1月18日、各紙に「村上國治自転車泥棒」なる記事が掲載された。事実は、放棄自転車の山の中から拾ってきた「マシなもの」を使っていたというだけのことで、起訴の対象になりようもない事柄についての警察の悪意を込めた報道に各紙が乗ったのだった。村上はおそらくこの報道故に国民救援会の役職を解かれる。国民救援会に政治的な立場があることは理解する。しかしそのような犠牲者を守ることこそ国民救援会の、Japan Association for Social Justice and Human Rightsの新たな使命だったのではないか、解任後の村上に支えの手は差し伸べられていたのか、とも思う。

1994年11月3日,彼は自宅で焼死する。自死か事故死かわからない唯一の死に方が焼死である。彼は自殺が許される立場になく、組織に迷惑を掛けない死に方を選んだのだろう。彼は、日本共産党員として、事件へのみずからの関わりを口にすることを許されなかった。他面、一個の人間として、事件との関係を白対協の諸君を象徴とする人民に告白し、長年の黙秘を謝罪すべき義務を思い続けてきた。国民救援会副委員長として針のむしろに座り続けるという緊張のバランスが失われたとき、義務衝突から逃れる途は、自死以外には存在しなかった。

村上の焼死を聞いたとき、岡林が違う文脈の中で語った「彼は生きてはいない」という言葉が、リフレインした。彼は、国民救援会副委員長の職責を失うという不遇を恨んで死んだのではない。これもまた「政治的責任」の果たし方であった。

4 今日なお黙して語らない関係者たちの不幸

組織の秘密を外部に漏らさないということは、「党員は、いかなる場合にも

敵に屈服せず、党の組織について、口外せず……」(五全協日本共産党規約草案)などといった具体的文書を引くまでもなく、前衛党の原則であるとともに文化でもあった。しかしそれは、権力との対抗の中で語られることであって、関係者の処罰される可能性がまったくなくなった時点で、また組織へのあからさまな弾圧が考えられなくなった時点で、意味のない配慮となっていたのではないか。「公然と誤謬を認め、その原因を暴き出し……、誤謬を改める手段を慎重に討議すること」これはレーニンの言葉だが、先を見据えた真面目な組織においては、常に必要な事柄であり、釈迦も孔子もキリストも反対しないだろう。

北京で死んだ3人を含めて彼らの大部分は組織から排除されてなお、組織の秘密を守るという誓約に従い続けた。党籍の有無を問わず革命家としての原則をみずからに課して黙秘する事件関係者の愚直を思うとき、私は60年前に読んだ劉少奇の論文「共産党員の修養について論ず」を思い起こす。劉少奇は文化大革命の渦中で自分の書いた論文のままに、黙したまま、歴史の審判を信じて死んでいった。

5 白対協に献身した善男善女の不幸

彼ら彼女らは黒子に操られた人形ではない。組織の語ることを、組織の語ること故に信じ、自発的に行動したのだ。騙されたものはまた騙すことにもなった。そしてそこには、村上國治への愛があった。愛は、村上が偶像の地位を失ったのちにも、いやまして深まっているようにも思うが、愛は党を批判することのできない代償でもあった。そこにこそ、組織の命ずる舞を舞い続けた村上の大きな責任があるのだが。

6 誠実なるがゆえの弁護士たちの不幸

最後に――語るべき順位の低さ故ではなく語るべきことが多いゆえに最後に述べるのだが――組織のために弁護活動を続けた弁護士たちの不幸について語らなければならない。

「赤ランプ事件」において杉之原弁護士は辛昌錫氏の現場での不在を知りつ

つ彼を見殺しにしていること第三章第三節に述べたが、それは党に対する忠誠 ゆえだった。

弁護士が、党の側に身を置くか被告人の側に身を置くかという問題は、自明のことがらだった。しかもなお、彼らは誠実であるがゆえに深く悩まざるを得なかった。松対協における廣津和郎と岡林辰雄の対立の根も、さらには岡林辰雄・大塚一男両主任弁護人の不仲も、党への「忠誠」から発している。そのような悩みの系譜は石川元也弁護士の問題提起、「大塚さんとの〈約束〉をはたさねば」(自由法曹団通信2012年5月1日号)に連なる。

党への忠誠は弁護士倫理などよりはるかに優先順位の高いモラルであった。 本当に村上國治の冤罪を信じていた弁護人も皆無ではないだろうが、多くの弁 護人はそれほど愚かではない。彼等のほとんどは、事件への村上國治の関与を 実感しつつ無罪弁論を行ったであろうが、検察側の立証に少しでも弱点があれ ば、そこを突いて村上無罪の主張をするのは、刑事弁護人として当然の行為で あり、非難されるいわれはない。しかし、真実を語るものへの罵詈雑言は、雑 言を浴びせた相手だけではなく、人間としての誠実に満ちた彼ら自身を傷つけ た。

私のもっとも尊敬する弁護人の一人、上告審以降見事な闘いを示されたU先生の弁論は、沈着怜悧に訥々と事実を明らかにしていくものだった。そのU弁護士が敵性とは言え証人に雑言を浴びせるなど、およそ似つかわしくない。U 弁護士が晩年アルコールを手放せなくなられたのは、白鳥事件の後遺症だと思っている。

但し、弁護士たちの名誉のために、以下の事柄を確認しておきたい。

- 1) 弁護士が党の利益を第一に考え、ときに被告人の利益に反する行動を とったにしても、それは被告人みずからが、組織の一員として了解してい た事柄だった。彼らは依頼人を裏切ったわけではない。
- 2) 検察側に立って真実を語った元党員の被告人たちは、裏切り者として組織から非難を受けて当然だった。革命政党が構成員にみずからの規範を強制する力は、査問と自己批判の強制、党員権の停止と除名(の公表)しか

存在しない。それらが機能しない世界に身をおくことを選んだ者に対して 組織にできることは、罵詈雑言と「嫌がらせ」しか残っていないのである。 問題はいつまで、いかなる程度までそれが許されるか、に尽きる。

しかし組織は、組織に無関係な安倍治夫検事のような生真面目な人格にも罵詈雑言を浴びせたのである。

3) 自由法曹団の弁護士たちは、被告人の人権のために大いに闘い、大きな成果を残してきている。わが国の人権にかかわる憲法判例のほとんどが自由法曹団の弁護士によって闘いとられたものだという彼らの自負は、正当なものである。私は自由法曹団編『憲法判例をつくる』(日本評論社1998) という書籍を編んだことがあるが、この表題は自由法曹団と編集者との独りよがりではない。判例の進歩の原動力について問われた岩田誠最高裁判事——東京高裁部総括から最高裁入りした異色の存在である——は、大意こう語っている。「新判例の大部分は自由法曹団による。彼らの論理に対抗して私たちも勉強する。その真剣勝負が判例を進歩させる」(前掲『最高裁物語』)。

ここで忘れてはならないことは、自由法曹団の弁護士たちの語ることに真剣かつ誠実に対応した、多くは「新刑訴派」と呼ばれた裁判官たちのことである。 彼らに対する敬意なしに「憲法判例」について語ることは無意味である。

彼らは「純理派」でもあったから、青法協裁判官たちの政治的と思える動き に (裁判所内行政官僚として) 否定的な反応を示したであろうが、そのことを もって彼らに対する歴史的評価を不当に貶めてはならないと思っている。

結びに代えて

私が批判めいたことを述べてきた組織には、改憲と軍拡、そして原発再稼働に対するほとんど唯一の現実的対抗勢力として、今こそ頑張って貰いたいと思っている。

しかし私は、目先の政治だけを語っているわけではない。社会主義諸国家の崩壊以降、貧富の格差の広がりを正当化するイデオロギーが世界を支配している。これは、20世紀初頭においてさえ、大きな声では語れなかったていのものだ。「人民から針一本奪わぬ」姿勢と「寡きを患えずして均しからざるを患う」心によって半世紀以前にわが尊敬の的であった中国の党の収奪機構化は只事ではないし、デモクラシーの母国アメリカはさらにひどい。日本もまた例外でなく、為政者だけでなくジャーナリズムからも済民の心は消え失せている。

人間は、今日のような不平等をいつまでも許容するべきではない。乱の起きないはずはない。乱の兆しはすでに各所に現れている。わが命あるうちに大乱を見るかもしれないとさえ思っている。それは未来に対する展望に基くのではなく、不平等に対する怨念から始まり、全世界に燃え広がる。願わくはそれが激しい暴力に支配されることなきを。

しかしその日こそ、社会主義思想の(そしてコミューン-イスムの)蘇りの時でもあると思っている。それなしには乱は乱で終わる。私は日本の組織が、乱を予知して、社会主義100年の歴史に学んで振る舞うことを祈っている。このように語るとき、私は、カソリック教会ヨハネパウロII世(1920-2005)が、1000年に及ぶ数々の教会の誤ちを、「神の代理人」として自己批判し、謝罪したことを想起している。しかもなおこの時代に、教会には目を覆う不祥事がはびこっている。歴史ある組織はすべて、自己批判と謝罪なしには、その繰り返しなしには、民の信をつなぎとめることはできない。

その日まで、組織は革命的熱狂の中ではなく、市民的な誠実さの中に、ヒューマニズムを標榜して生きていかなければならない。市民の信頼を勝ち得る道は、みずからも市民的誠実さを示し続けるなかにしか存在しない。私はこの組織に所属する幾人もの先達の自己犠牲の生き方を、敬意を持って想起し、そうした個人の実績の積み重ねだけが組織を支えてきたと思っている。ソ連・中国・北朝鮮の組織の誤ちに対して身を切る思いで批判を述べてきたこの組織が、こと白鳥事件がもたらした無数の不幸について黙したままで素通りすることは、あり得べきでないし、賢明でもない。

とはいえできることは限られている。亡くなった方には花を供え、なおご健在の方には心からの謝罪にいたわりの言葉をそえる。人の世で、それ以上のことはできないと思っている。

追記 本稿は、2012年10月27日に小樽商大札幌サテライトで開催された、北海 道戦後史研究会主催「白鳥事件を考える集い」での報告草稿に、報告時間の制 約から割愛せざるを得なかった論点とディテールを加えて、再構成したもので ある。

【完】

大石進 (オオイシ ススム)

浙江大学亞法研究中心名誉教授、三鷹事件再審を支援する会代表世話人。

略歴 1935年東京生れ。『法律時報』編集長等を経て1980年~2008年株式会社日本評論社社長・会長。

著作 『弁護士布施辰治』(2010年西田書店, 2011年改訂版),『三鷹事件竹内景助の 冤罪』(2011年非売),『布施辰治と朝鮮』(高史明他と共著)(2008年高麗博物館, 2011年普及版, 2010年韓国語訳知識旅行),清水豊著『三鷹事件を書き遺す』解題 (2011年西田書店),小松良郎著『新訂版三鷹事件』解説(2011年同時代社),「い ま甦る弁護士・布施辰治」『世界』2010年9月号